

官報

号外
平成二十三年五月二十四日

○第百七十七回国 衆議院會議録 第二十二号

平成二十三年五月二十四日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成二十三年五月二十四日

午後一時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第六 鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員辞職の件
裁判官訴追委員の選挙

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

裁判官訴追委員辞職の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員黄川田徹君から、訴追委員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(横路孝弘君) つきましては、裁判官訴追委員の選挙を行います。

○小宮山泰子君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。議長は、裁判官訴追委員に中川正春君を指名いたします。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(橋路孝弘君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長小平忠正君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小平忠正君登壇)

○小平忠正君 た、たいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本・香港租税協定は、平成二十二年十一月九日香港において署名されたもので、日本と香港との間で二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両者における配当、利子

及び使用料に対する源泉地課税の限度税率等を定めるものであります。

次に、日本・サウジアラビア租税協定は、平成二十二年十一月十五日東京において署名されたもので、日本とサウジアラビアとの間で二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両国における配当、債権から生じた所得及び使用料に対する源泉地課税の限度税率等を定めるものであります。

次に、日本・ケイマン租税協定は、本年二月七日ロンドンにおいて署名されたもので、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とケイマン諸島との間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人所得についての課税権の配分を規定するものであります。

最後に、日本・バハマ租税協定は、本年一月二十七日ナッソーにおいて署名されたもので、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバハマとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人所得についての課税権の配分を規定するものであります。

以上四件は、去る五月十二日に外務委員会に付託され、十三日松本外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました結果、日本・香港租税協定及び日本・サウジアラビア租税協定は賛成多数をもって、日本・ケイマン租税協定及び日本・バハマ租

税協定は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第二の両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋路孝弘君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第三及び第四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(橋路孝弘君) 日程第五、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(荒井聰君登壇)

○荒井聰君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公共施設等に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加するものであります。

第二に、民間事業者による提案制度を創設するものであります。

第三に、公共施設等の管理者等は、選定事業者の公共施設等運営権を設定することができることにするものであります。

第四に、内閣府に、民間資金等活用事業推進会議を設置するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十二日本委員会に付託され、翌十三日運輸国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十日に質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 鉱業法の一部を改正する等の法律

案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第六、鉱業法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長田中けいしゅう君。

鉱業法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田中けいしゅう君登壇)

○田中けいしゅう君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

本案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化する中で、国内資源を適正に維持管理し、合理的な資源開発が行われるよう制度の見直しを行うものであります。

その主な内容は、鉱業権の設定を受けようとする出願人に対し、新たに許可基準を設けること、鉱物の探索を行うとする者に対する許可制度を新設すること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十日日本委員会に付託され、翌十一日海江田経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十三日に質疑を行い、二十日に外務委員会との連合審査会で質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席国務大臣

外務大臣 松本 剛明君
経済産業大臣 海江田万里君
国務大臣 蓮 舫君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

非訟事件手続法

家事事件手続法

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

(議席変更)

一、去る十九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

四四三

(理事補欠選任)

一、去る十九日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 皆吉 稲生君 (理事黄川田徹君去る十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

湯原 俊二君

齋藤やすのり君

安全保障委員

辞任

空本 誠喜君

江渡 聡徳君

木村 太郎君

森本 和義君

柴山 昌彦君

下村 博文君

江渡 聡徳君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

阿久津幸彦君

岸本 周平君

後藤 祐一君

補欠

平山 泰朗君

川村秀三郎君

花咲 宏基君

橋本 博明君

高井 崇志君

川越 孝洋君

川村秀三郎君

花咲 宏基君

平山 泰朗君

外務委員

辞任

金田 勝年君

高村 正彦君

松野 博一君

笠井 亮君

馳 浩君

梶山 弘志君

橘 慶一郎君

赤嶺 政賢君

文部科学委員

辞任

金森 正君

熊谷 貞俊君

遠藤 利明君

渡辺 義彦君

柳田 和己君

相原 史乃君

熊谷 貞俊君

笠原多見子君

竹本 直一君

厚生労働委員

辞任

石森 久嗣君

樋口 俊一君

三宅 雪子君

吉田 統彦君

補欠

磯谷香代子君

網屋 信介君

花咲 宏基君

齋藤やすのり君

阿部 知子君

江田 憲司君

磯谷香代子君

網屋 信介君

齋藤やすのり君

中後 淳君

花咲 宏基君

中島 隆利君

柿澤 未途君

柿澤 未途君

齊木 武志君

田嶋 要君

中山 義活君

西野あきら君

網屋 信介君

磯谷香代子君

北村 誠吾君

柳田 和己君

磯谷香代子君

北村 誠吾君

中島 隆利君

吉泉 秀男君

中島 隆利君

吉泉 秀男君

石津 政雄君

石山 敬貴君

太田 和美君

川口 博君

菊池長石工門君

中島 隆利君

柿澤 未途君

中後 淳君

樋口 俊一君

吉田 統彦君

石森 久嗣君

三宅 雪子君

阿部 知子君

江田 憲司君

網屋 信介君

磯谷香代子君

柳田 和己君

北村 誠吾君

齊木 武志君

田嶋 要君

中山 義活君

西野あきら君

補欠

吉泉 秀男君

中島 隆利君

石原洋三郎君

打越あかし君

梶原 康弘君

黄川田 徹君

後藤 祐一君

郡 和子君

齊藤 進君

階 猛君

富岡 芳忠君

長尾 敬君

畑 浩治君

三日月大造君

谷田川 元君

若井 康彦君

秋葉 賢也君

小里 泰弘君

加藤 勝信君

谷 公一君

額賀福志郎君

石田 祝穂君

高橋千鶴子君

柿澤 未途君

園田 博之君

近藤 洋介君

齋藤やすのり君

高井 美穂君

中野渡詔子君

橋本 清仁君

藤村 修君

村越 祐民君

山口 壯君

鷲尾英一郎君

井上 信治君

小野寺五典君

梶山 弘志君

長島 忠美君

吉野 正芳君

齊藤 鉄夫君

吉泉 秀男君

下地 幹郎君

(特別委員長互選)

一、去る二十日、東日本大震災復興特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

(理事互選)

一、去る二十日、東日本大震災復興特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

後藤 祐一君

藤村 修君

山口 壯君

額賀福志郎君

橋本 清仁君

三日月大造君

谷 公一君

石田 祝穂君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠

神山 洋介君 稲富 修二君

初鹿 明博君 大山 昌宏君

稲富 修二君 神山 洋介君

大山 昌宏君 初鹿 明博君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任 補欠

玉置 公良君 大西 孝典君

大西 孝典君 玉置 公良君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任 補欠

勝又恒一郎君 橘 秀徳君

阪口 直人君 岸本 周平君

竹田 光明君 水野 智彦君

玉置 公良君 道休誠一郎君

野木 実君 森岡洋一郎君

本多 平直君 柿沼 正明君

柚木 道義君 高井 崇志君

柿沼 正明君 本多 平直君

岸本 周平君 阪口 直人君

高井 崇志君 柚木 道義君

橘 秀徳君 勝又恒一郎君

道休誠一郎君 玉置 公良君

水野 智彦君 竹田 光明君

森岡洋一郎君 野木 実君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠

石津 政雄君 空本 誠喜君

打越あかし君 金子 健一君

近藤 洋介君 松岡 広隆君

高井 美穂君 中屋 大介君

中野渡詔子君 木村たけつか君

小里 泰弘君 谷垣 禎一君

空本 誠喜君 玉木雄一郎君

玉木雄一郎君 相原 史乃君

相原 史乃君 福島 伸享君

福島 伸享君 瑞慶覧長敏君

瑞慶覧長敏君 山岡 達丸君

金子 健一君 打越あかし君

木村たけつか君 中野渡詔子君

中屋 大介君 高井 美穂君

松岡 広隆君 近藤 洋介君

山岡 達丸君 石津 政雄君

谷垣 禎一君 小里 泰弘君

(議案提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成二十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十二年特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(内閣提出第七二号)

外務委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出第七〇号)

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第五号)

以上四件 東日本大震災復興特別委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(内閣提出第六九号)

総務委員会 付託

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

以上二件 農林水産委員会 付託

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号) 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出)

(議案通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

非訟事件手続法案

家事事件手続法案

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

(修正申入書受領)

一、去る二十日、内閣から次の修正申入書を受領した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(修正)

(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問主意書(木村太郎君提出)

普天間飛行場の嘉手納基地統合等(県内移設)案に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ホタテ漁に関する質問主意書(木村太郎君提出)
人工内耳を装着している聴覚障害児に対する支援及び教育に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

韓国国会議員による北方領土訪問に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インターネット上での誹謗中傷、いわゆる「ネットいじめ」対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

外国による我が国領空、領海及び領土の侵犯に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償における政府の支援の枠組みに関する質問主意書(塩崎恭久君提出)

東日本大震災発生後我が国が被っている風評被害に対する政府の対応に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎君提出福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生したれき処理に係る政府の対応等に関する質問に対する答弁書

平成二十三年五月十日提出
質問 第一七〇号

学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問主意書

学生が無年金にならないために、年金保険料の支払いを猶予する特例制度について、その申請を市町村に代わって学生の通学先でも申請できる制度が、自公政権時の三年前に始まった。その後、この制度の活用実態がどのようになっていくかを見極めることは重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 現在、特例制度の窓口を設けている大学や専門学校などは、何校になっているのか。

二 一に関連し、その実態を国はどのように分析・認識を持っているのか。

三 一・二に関連し、仮に特例制度があまり普及していない実態だとすれば、国はこの間、どのような対策をしてきたのか。また、今後どのように改善を図っていくのか、具体的な改善対策を示されたい。

四 学校によっては、学生数に大きな開きがあり、大人数の学生を有する学校では、そうでない学校と事務的な対応が異なると考えられる。国はこのような場合に、学校任せにするのではなく、国として最大限学校現場を支援する必要があると思うが、管内閣の見解如何。

五 納付特例制度の利用者数の状況は、どのようなっており、国はどのように分析をしているのか。

六 二十歳以上の学生における年金保険料の滞納者の実態はどのようになっており、国はどのように分析をしているのか。

七 二十歳以上の学生の滞納者対策のために、国

は具体的にどのように対応していくのか、管内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第一七〇号
平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの大学、専門学校等の数は、平成二十三年四月末現在、百三十六校である。これは、平成二十年四月と比べて九十二校の増加であり、このような増加は学生納付特例制度の利用促進に寄与しているものと認識している。

三及び五について

「厚生年金保険・国民年金事業年報(平成二十年度)」によれば、同年度に学生納付特例制度の承認を受けた者の数は約百六十五万人となっている。また、「平成二十年国民年金被保険者実態調査報告」によれば、学生である被保険者(以下「学生被保険者」という。)の約六割が同制度の承認を受けており、同制度は、一定程度、学生の間に定着してきているものと認識している。

四について
厚生労働省としては、引き続き、大学、専門

学校等における学生納付特例の申請代行事務がより効果的・効率的に行われるよう、日本年金機構と連携し、大学、専門学校等からの相談に対応するなどの支援を行ってまいりたい。

六及び七について
お尋ねの学生被保険者における年金保険料の滞納者の実態としては、「平成二十年国民年金被保険者実態調査報告」によれば、国民年金保険料を全て滞納している者が学生被保険者全体の十一・七パーセント、一部を滞納している者が三・二パーセントとなっているが、これらの者の多くは学生納付特例制度の利用が可能であると考えられる。

厚生労働省としては、引き続き、国民年金保険料を滞納している学生に対して保険料の納付を求める一方で、同制度の利用促進を図るため、日本年金機構と連携し、大学、専門学校等に対し、学生納付特例の申請代行事務の実施についての協力を求めるとともに、リーフレット等の大学、専門学校等や学生への配布、政府広報や市町村広報による同制度の周知を図ってまいりたい。

平成二十三年五月十日提出
質問 第一七一号

東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問主意書
本年五月九日の新聞報道によると、六十代の男

性が大阪市西成区のあいりん地区で、東日本大震災により被災した宮城県でのトラック運転手の求人に応募し、採用されたものの、実際には仕事場として連れて行かれたところは福島県の東京電力福島第一原子力発電所であり、そこでの作業に従事させられていたことが明らかになったとのことである。その男性はマスクや防護服を渡され、福島第一原発の五号機と六号機に冷却水を放出するため、ポンプ車にホースをつなげる作業をさせられたとのことである。右男性と同様に、当初は全く別の職種と聞いて応募したものの、実際に従事させられた作業は福島第一原発での作業であったという事例が他に一件あるとも言われている。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、前文で挙げた男性の事例の詳細な経緯を把握しているか。

二 前文で挙げた男性の事例に対する政府の見解如何。右は、我が国の法令に違反するものか。

三 本年四月二十一日の衆議院安全保障委員会において、福島第一原発で冷却作業にあたっている方々の人数並びにその所属先、立場について当方が質問したところ、黒木慎一資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官は、「現在、福島第一原子力発電所の現場では、東京電力の職員二百九名、また関連の企業、下請企業の方が百名から二百名働いておりますし、また私も原子力安全・保安院の保安検査官が三名業務に当たっているというところでございます。」との答弁をしている。右答弁では、東京電力の関連企業、下請け企業の方が百名から二百名と、大ざっぱな数字が挙げられているが、政府とし

て、現時点で右の正確な数字を把握しているか。

四 三の下請け企業、関連企業から来ている者の中に、前文で挙げた男性と同様の経過を経て福島第一原発の作業に従事させられた者はいないか、政府として正確に把握しているか。

五 新聞報道等で、福島第一原発で作業にあたっている作業員の方々は、シャワーも着替えもなく、すし詰め状態の中で床に寝るといふ、非常に劣悪極まりない状況の中に置かれていることが明らかになっている。また更には、被ばく線量を管理する手帳に正確な記載がなされず、将来的にガン等を発症した際の補償で不利益を被る可能性がある作業員もいるとのことである。

右の事例は、まさに三の答弁にある関連企業、下請け企業から来ている方々に該当しているものと考え、政府として、その詳細な状況を把握しているか。

六 福島第一原発での作業は、福島県はじめ近隣の東北地方のみならず、我が国全体の命運がかかった、我が国にとつて死活的に重要な意味を持つ作業である。その作業に従事している方々には、政府のみならず、我が国民が等しく敬意を表し、万全の補償体制を取らねばならない。しかし、前文で挙げた男性のように、職を採し、弱い立場に置かれている者が、十分な説明を受けることもなく、弱みに付け込まれる形で当該作業に従事させられることがあつては決してならないと考える。政府として、同様の事例の再発防止を徹底すべく、しかるべき措置を講ずるべきであると考えているが、いかがか。

七 六と同様に、福島第一原発での作業に従事している方々のうち、特に弱い立場にあり、五で指摘したように、被ばく線量の管理手帳に適切な記載をしてもらえないケースが報告されている、三の答弁にある関連企業、下請け企業から来ている方々についても、その置かれている状況を改善すべく、政府としてしかるべき措置を講ずるべきであると考えているが、いかがか。

内閣衆質一七七第一七一号
平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「男性の事例」の詳細については、現在、都道府県労働局等の関係機関において調査を行っているところであり、法令違反があると認められる場合には、適切に対処してまいりたい。

三について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）における作業従事者数については、東京電力株式会社から

の連絡により把握してきているが、平成二十三年四月二十八日以前に把握していた作業従事者数は、作業当日の午前六時三十分時点でのものであり、また、日中は作業従事者の出入りが多くその人数は百人から二百人の間で常に変動しているとの承知していたため、御指摘の答弁においては幅を設けて回答したものである。なお、

同月二十日午前六時三十分時点の作業従事者数は、同社の社員が二百九名、同社の関連企業及びその下請企業の社員等が三十六名と聞いている。その後、同社は報道機関からの要請により、同月二十九日以降、日中の作業従事者数を公表することとなったが、同年五月十八日午前六時三十分時点の作業従事者数は、同社の社員が百四十一名、同社の関連企業及びその下請企業の社員等が三十八名であり、前日十七日正午時点の作業従事者数は、同社の社員が三百二十九名、同社の関連企業及びその下請企業の社員等が千五百十一名であると聞いている。

四について

御指摘のような経緯を経て福島第一原子力発電所における作業に従事させられた者の有無については、把握していない。

五について

御指摘のような状況が御指摘の「関連企業、下請け企業から来ている方々」のみに関するものなのかについては把握していないが、福島第一原子力発電所の作業環境については、現在改善されつつあると認識している。また、東京電力株式会社は作業従事者ごとの被ばく線量を測定し、その管理を行うとともに、これを放射線

管理手帳へ正確に記載するよう努めていると聞いている。

六について

厚生労働省としては、平成二十三年五月十三日に、東京電力株式会社、主要経済団体、労働者派遣事業団体及び建設業団体に対して、関係企業等が労働者の募集、求人申込み及び労働契約の締結を行うに当たり労働条件等の適切な明示を行うよう要請し、また、民間職業紹介事業団体及び求人情報提供事業団体に対して、求人の申込み等の際に労働条件等の適切な明示が必要であることを求人者に周知するよう要請したところである。

今後とも、労働者の募集、求人の申込み及び労働契約の締結に関する制度について周知徹底を図るとともに、法令違反があると認められる場合には、適切に対処してまいりたい。

七について

政府としては、作業従事者の労働環境の改善について、東京電力株式会社に対して要請してきているところであり、例えば、平成二十三年四月十七日に公表した海江田経済産業大臣談話において、同社に対し、「道筋実現のために必要な、作業員の動員・配置、資機材の調達・準備、宿泊などの厚生施設の体制整備」を求めている。これを受け、同社は、作業従事者の宿泊設備など厚生施設の整備を行ってきたところであると承知している。

また、放射線管理等について法令違反があると思われる場合には、同社に改善を求めるなど適切に対処してまいりたい。

平成二十三年五月十一日提出
質問 第一七二号

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問主意書

三月十一日午後二時四十六分、宮城県牡鹿半島の東南東約百三十キロメートルを震源地とするマグニチュード九.〇の大地震が発生した。それに伴う巨大津波により、特に岩手、宮城、福島の三県の沿岸部では甚大な被害が発生し、一九九五年の阪神・淡路大震災を超える死者が出て、更に津波により冷却機能が破壊された東京電力福島第一原発では、一号機から四号機まで炉心が融解し、多量の放射線が発生する事態が生じている。右を踏まえ、質問する。

一 一九八六年、旧ソ連のチェルノブイリにおいて、人類史上最悪レベルの原発事故が起きた。それを受け外務省として、一九九九年から二〇〇一年までチェルノブイリで被曝した子供たちを日本に招き、北海道大学附属病院で治療を受けさせる、または地元中学生と交流し、療養するといった方法で心身のケアに当たらせ、同時に、被曝によってどのような健康被害を生じているのか、具体的なデータを収集する事業を行っていることと承知する。二〇〇一年八月十日付外務省のプレスリリース資料として、「チェルノブイリ原発事故被災地域の子供達の療養の

ための来日について」と書かれたものがあると承知するが、右の事業（以下、「調査事業」とする。）の詳細な内容につき、改めて説明されたい。

二 本年四月二十一日の衆議院安全保障委員会において、「調査事業」により得られた診療データは、現在政府のどこに保管されているかとの当方の質問に対し、松本剛明外務大臣は、「御指摘のとおり、政府として平成十一年から平成十三年にかけて各種の医療検査及び療養のためチェルノブイリ原発事故で被災した地域の子供たちの受け入れを行っております。外務省にこれに関して当時実施した子供たちの医療検査結果のデータの一部が保存されているということとは確認されたところでありますが、カルテなどは当然診療に当たられた病院などが作成をされたものであり、保存などについても病院などが行うべき範囲で行っておられるというふうに理解をしております」との答弁をしている。右答弁にあるデータの一部分とは具体的にどのようなもので、外務省のどこに誰の責任の下、保管されているのか、それぞれ説明されたい。

三 同じく四月二十一日の衆議院安全保障委員会において、二のデータを外務省、政府としてどのように活用していくのかとの当方の質問に対し、松本大臣は「今回の事故の対応に当たっては、一般的に申し上げれば、あらゆる知見、それは国際的でもあり、また過去を通してあらゆる知見を活用して、いろいろな意味でしっかりと対応する必要がある、このように思っております。」

そういう前提のもとで、御指摘のデータについては専門家に検討を依頼いたしました。今回の事態への対応について有効なものであるかどうかは今のところ明らかではないという状況ではあるわけですが、先ほどお話を申し上げたように、この対応に当たっては世界じゅうの経験を十分に活用する必要がある、これはチェルノブイリ原発事故もその中に含まれると思っております。その関連で、外務省が保有する情報については関係機関ともそのニーズなど踏まえながら十分に活用するように努力をしてまいりたいと思っております」と答弁している。「調査事業」で得られた各種データは、現在政府においてどのように活用されているのか、詳細かつ具体的に説明されたい。

四 二の答弁には、「データの一部分とあるが、外務省として、『調査事業』で得られたデータをはじめ、それに関する資料の一部を廃棄したという事実はあるか。

五 四で、あるのなら、どの資料をどのような理由の下、廃棄したのか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一七七第七二二号

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、昭和六十一年に旧ソヴィエト連邦において発生したチェルノブイリ原子力発電所事故に関連した協力の一環として、平成十一年から平成十三年にかけて、主として同事故で被災した地域に在住する子供を、我が国の医療機関で検査を受けさせるとともに我が国において療養させることを目的として、我が国に受け入れられる事業（以下「本件事業」という。）を実施し、同行者を含め合計百三十一名を受け入れた。

二について

平成十三年に本件事業において受け入れた子供四十一名に関して、ロシア連邦で作成された健康診断書及び我が国の医療機関での検査結果（以下「検査結果等」という。）については、現在、外務省欧州局ロシア課内に保管されている。

三について

検査結果等については、個人情報保護の保護に留意しつつ外務省から関係機関に提供しているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応の参考にするためには、チェルノブイリ原子力発電所事故の経験に関してより幅広く情報を収集することが必要と考えられることから、ロシア連邦等の関係国に対して、関連する情報の提供を求めているところである。

四及び五について

本件事業の実施に関連する資料については、事業実施から相当の期間が経過しているため、二についてでお答えした資料を除き、現在は保管されていない。

平成二十三年五月十一日提出
質問 第一七四号

福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問主意書

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故は、周辺住民が不意に長期にわたる避難を余儀なくされ、生活、事業、雇用等が断絶させられており、大変な苦勞を強いられているところである。大方の自然災害とは異なり、今なお災害の状態が継続しており、関係者による事態終息への懸命の努力がなされているものの、実効性ある被災者支援を迅速に進めることが強く求められている。様々な施策のうち、「原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号、以下「原賠法」という。）に係る対応については、東京電力による避難住民の方々に対する仮払補償金の支払が開始されているものの、事業者に対する仮払い等の対応は未だ準備中である。緊急融資等の資金手当ての施策は取られているものの、事態の深刻さに鑑み、一日も早く必要な資金が仮払い等の形で支払われるべきであると考えらる。については、事態の早期進捗を求める立場から、以下十三項目にわたり質問する。

一 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の三区画を合わせて、該当地域の人口、世帯数及び事業所数を伺う。

二 一の地域の直近の年間の農業粗生産額、工業出荷額、商業販売額及び福島県の年間の漁業生産額を伺う。

三 被災事業所の中には、通常、三月末に決算・税務申告する所が多いものと思料するが、税務上の対応を伺う。また、これら事業所の関係者が帳簿やパソコン等を持ち出そうとする場合の対応は、一時帰宅等の措置でなされているのか、伺う。

四 先に東京電力は避難された方々に対し、原則一世帯当たり百万円の仮払いを開始したところだが、現時点で申請書の配布枚数、申請件数及び仮払金の振込件数について、政府で把握されている現状を伺う。

五 この仮払いは、東京電力と避難された方々との間でなされる訳だが、東京電力がどのような体制で取り組んでいるのか把握されているところを伺う。また、関係者は、国内の広範囲な地域へ避難されているが、制度の周知やきめ細かな対応等、円滑な事務処理のためには自治体の協力も仰がなければならないと考える。政府において把握されている現状及び対処の姿勢について伺う。

六 避難された方々のみならず、影響を受けた様々な事業者に対しても、「原子力被害の範囲等の判定指針」を早期に定め、仮払補償金の支払い等の対応をすべきものと考えているが、今後の見通しを伺う。

七 原賠法に基づく賠償額の規模については、現状では確たる数値を示すことは困難であると理解するものの、避難された方々に対する、仮払いや四月二十八日に決定された「第一次指針」により、現段階で固まった金額を伺う。

八 避難された方々に対する「世帯当たり百万円」という仮払い額は、既往の災害時支援の実例等に鑑み、設定されたものと思料するが、政府で把握されている根拠を確認する。また、今後避難期間が延びれば、追加支払いも必要になると考えるが、政府における見通しを伺う。

九 これまでの所、東京電力の資金で支払いがなされているが、東京電力の昨年末の決算書では、流動資産が一・二兆円、現預金は二千七百億円である。本年三月にさらに二兆円の借り入れをしたとの報道もあったが、現状、資金面の問題は無いと把握されているのか確認する。また、表明されている資産売却は、可能な限り早期に進めるべきものと考えているが、政府で把握されている現状を伺う。

十 東京電力には、原賠法第三条第一項に基づく損害賠償の責任遂行が求められているが、広い意味で東京電力が果たすべき「責任」には、企業責任、経営責任、株主責任等も含まれると考える。原賠法第十六条第一項に規定する国の「必要な援助」を論じるには、総体として東京電力側が責任を果たしている姿が見えることが不可欠と考えるが、内閣の所見を伺う。

十一 東京電力の決算期は三月末であり、会社法や企業会計基準に従い、確定した財務諸表に基づき、適正な会計監査を経て株主総会に臨まなければならない。このため、原賠法の責任遂行

のスキームを早急に決めなければ、影響が各方面に広がり、ひいては迅速・確実な被災者支援という究極の目的の達成が難しくなるのではと懸念するが、内閣の見解と対処方針を伺う。

十二 五月二日に成立した平成二十三年度補正予算には、原賠法に基づく国の「必要な援助」に係る経費は盛り込まれていない旨、確認する。今後、そのような経費が必要となった場合は、被災者の立場に立つて早急な対応が望まれるが、内閣の見解を伺う。

十三 原賠法の所管は文部科学省、電力供給の所管は経済産業省であり、原子力安全委員会は内閣府、原子力安全・保安院は経済産業省に属するなど、関係する組織が各府省に及んでいる現状である。内閣において、将来に向けて、この体制をより効果的な形にするべく検討する考えはないか、伺う。

内閣衆質一七七一七四号
平成二十三年五月二十日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員橋慶一郎君提出福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問に対する答弁書

一について
総務省の「平成二十二年国勢調査」及び一部の

地方公共団体から提供された数値を用いて推計したところでは、御指摘の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（以下「三区域」という。）の人口は約十四万六千五百人、世帯数は約五万世帯である。また、総務省の「平成二十一年経済センサス基礎調査」を用いて推計したところでは、三区城内に所在する事業所の数は約七千七百である。

二について
農林水産省の「平成十八年生産農業所得統計」によると、その域内に三区域に指定された区域がある福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村における平成十八年の農業産出額の合計は、約三百九十一億円である。

経済産業省の「平成二十年工業統計調査」によると、三区域における平成二十年の製造品出荷額等は、約二千六百六十四億円である。

経済産業省の「平成十九年商業統計調査」によると、三区域における平成十九年の商品販売額は、約八百九十二億円である。

農林水産省の「平成二十一年漁業生産額」によると、福島県における平成二十一年の海面漁業の生産額は、約百六十億円である。

三について
御指摘の「税務上の対応」については、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「国税の申告・納付等」という。）に関する期限のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県（以下「指定地域」という。）に国税の納税地を有する

者に係るもの（当該国税の納税地が指定地域にあるものに限る。）であつて、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについて、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長するとしたところである。

また、所轄の税務署長等においては、指定地域以外の地域に国税の納税地を有する者が、指定地域内にある支店等の被災により、国税の申告・納付等を期限までにすることができないと認める場合には、同条第二項の規定に基づき、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長することとしている。

警戒区域への一時立入りにについては、「警戒区域への一時立入許可基準」（平成二十三年四月二十三日原子力災害対策本部長決定）に沿って、市町村長が「立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者」と認める場合には、原子力災害現地対策本部長と調整の上、これを許可している。一時立入りの際には、帳簿、パソコン等を持ち出すことも可能である。

四について
平成二十三年五月十七日現在、仮払の請求書の配布枚数については約九万八千枚、請求件数については約五万二千件、仮払補償金の振込件数については約一万八千件と承知している。

五について
東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）においては、約五百人規模の仮払補償の実施のための体制を構築し、関係自治体の協力を得つ

つ、福島県外を含む避難先の自治体庁舎及び主要な避難所における説明会、個別訪問相談等を実施するとともに、仮払補償金の支払を含む原子力損害の補償に係る相談、受付等を行う百回線の専用コールセンターの開設等電話受付を強化し、また、新聞、テレビ、ラジオ等を通じて仮払補償金の支払を行っている旨を広く周知しているところであり、これらの取組により、遠隔地へ避難している方を含む全ての対象者に迅速に仮払補償金を支払うことができるよう努めているものと承知している。

六について

御指摘については、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)(以下「賠償法」という。)に基づき文部科学省に置かれた原子力損害賠償紛争審査会が平成二十三年四月二十八日に策定した「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針(以下「第一次指針」という。))において、政府による指示に基づく行動等によって生じた一定の範囲の損害に関する賠償の考え方を明らかにしたところであり、第一次指針の対象外となった損害項目やその範囲については、同審査会において、今後可能な限り速やかに検討を進め、その結果を取りまとめていくこととしている。また、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合が同年五月十二日に決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」においては、農林漁業者が被った営業損害のうち第一次指針において示されたものについて、東京電力に当

面の必要な資金を可及的速やかに支払うことを求めるとともに、中小企業業者が被った営業損害のうち第一次指針において示されたものについて、東京電力による迅速な損害賠償の実現に向け関係者間で早急に検討を実施する等の措置を講ずることとしている。

七について

お尋ねの「現段階で固まった金額」については、賠償額について予断を与えるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。なお、第一次指針は、政府による指示に基づく行動等によって生じた一定の範囲の損害に関する賠償の考え方を示したものであり、これにより個々の被害者に対する賠償額が確定するものではない。

八について

お尋ねの「仮払い額」は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に規定する、被災世帯となった世帯の世帯主に対し被災者生活再建支援金として支払われる額を踏まえ、東京電力が決定したものと承知している。今後、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針等を踏まえ、お尋ねの「追加支払い」を含め、東京電力が適切な対応を検討することになると承知している。

九について

東京電力からは、平成二十三年五月十日に海江田国務大臣に提出した「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」において、社債発行や金融機関からの借入れ等による資金調達が極めて厳しい状況にあるとの認識が示されている。

また、同文書においては、東京電力としては、その保有する有価証券及び不動産の売却、事業の整理等により、できる限りの資金を捻出し、被害者の補償等に充当する予定であることが示されている。

十について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所(以下「福島第二原子力発電所」という。)の事故を受けて、東京電力は、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること等を文書にて明らかにしており、政府としても、被害者の方々が適切な賠償を受けられるよう、万全を期してまいりたい。

十一及び十二について

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による損害については、賠償法に基づき、一義的には、東京電力が責任をもって対応することになると考えている。

一方、政府としては、平成二十三年五月十三日に開催された原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、福島第一原子力発電所の状態の安定化、事故処理に係る事業者等への悪影響の回避及び国民生活に不可欠な電力の安定供給の確保のため、「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」を決定したところであり、この枠組みも踏まえながら、

被害者の方々が迅速かつ適切な賠償を受けられるよう、全力で取り組んでまいりたい。

なお、平成二十三年度第一次補正予算においては、東京電力による賠償金の支払を直接支援するための経費は計上していない。

十三について

現在最も重要なことは、福島第一原子力発電所の事故をいかに収束させるかということであり、政府として、事態の収束に最善を尽くしているところである。その上で、お尋ねの「関係する組織」の在り方については、事故の原因に関する徹底的な検証を踏まえ、議論していくことになるものと考えている。

平成二十三年五月十二日提出
質問 第一七六号

東日本大震災により発生しがれき処理に係る政府の対応等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災により発生したがれき処理に係る政府の対応等に関する質問主意書

三月十一日午後二時四十六分、宮城県牡鹿半島の東南東約百三十キロメートルを震源地とするマグニチュード九.〇の大地震が発生した。それに伴う巨大津波により、特に岩手、宮城、福島の三県の沿岸部では甚大な被害が発生し、一九九五年の阪神・淡路大震災を超える死者が出て、更には、津波により冷却機能が破壊された東京電力福島第一原発では、一号機から四号機まで炉心が融解し、多量の放射線が発生する事態が生じてい

官 報 (号 外)

る。政府は、東日本大震災発生後、政府内に乱立していた震災対策組織を三本部に集約する等、復旧、復興に向けた態勢をようやく整えつつあるが、具体的な復旧、復興に向けたグランドビジョンの策定はおろか、実際の作業は始まっていない。その最大の原因は、阪神・淡路大震災の約一・七倍、岩手、宮城、福島各県でそれぞれ約六百万トン、千六百万トン、二百九十万トン、合計で約二千四百九十万トンにも上ると言われている、震災により生じたがれきの処理が遅々として進まないことにあると考える。がれきを処理して初めて復旧を始めることができ、最終的な復興も可能となるのであり、がれきの処理は、まさに被災地復興に向けた「二丁目一番地」の課題である。

また迅速な処理の実現を図るには、何よりも政府による強力なリーダーシップが求められる。右の認識の下、民主党、そして民主党・無所属クラブ所属の議員により構成され、当方も所属している政策集団「北辰会」の中で議論された内容を基に、以下質問する。

一 政府による明確なタイムスケジュールの設定について

(一) 本年四月三十日の新聞報道(例えば同日付の北海道新聞夕刊)によると、政府、特に環境省として、東日本大震災により発生したがれきの処理を完了するまでに必要とされる時間は三年であるとの想定をしていることが明らかになったとのことであるが、一方で、五月十日付の新聞報道(例えば同日付朝日新聞朝刊)では、本年八月までにがれき処理を終える方針を、政府とし

て近く緊急災害対策本部を開き、正式に発表することである。政府として、今後の震災により発生したがれき処理に要する時間はどれくらいであると想定しているのか、その根拠とともに見通しを改めて示されたい。

(二) 今後の震災により発生したがれきの処理は、第一義的に被災地の市町村が担うこととなつていくと承知するが、まずは政府として、がれき処理に向けた明確な時間軸を設定すべきであると考え。例えば、漠然と三年という見通しを出すのではなく、最初の数か月のうちに写真アルバムや位牌等、個人物の収集や、震災で亡くなられた方々のご遺体の搜索を終わらせる、その後の方々のご遺体の搜索を終わらせる、その後の数か月でがれきをすべて撤去するといった、具体的かつ明確なタイムスケジュールを政府が設定し、各市町村に示すべきだと考えるが、政府の見解如何。

二 いわゆる縦割り行政の打破について

(一) がれきの種類について、倒壊家屋等は環境省、津波により陸上に上げられた船舶等は海上保安庁、海中・漁場にあるものは水産庁、放射能による汚染が懸念される福島第一原発付近のがれきについては経済産業省、文部科学省と、がれき処理一つをとっても担当省庁は多岐に渡り、それが迅速な処理の足かせとなつていくと考えるが、政府の見解如何。

(二) (一)で指摘した弊害を打破し、迅速な撤去を進めるためにも、一元的にがれき処理

を担当し、処理に係る法的根拠等を整理し、各市町村をバックアップする部署を政府部内に設置すべきだと考えるが、政府の見解如何。

三 所有権等について

(一) 車や漁船、家屋等、個人の所有権が発生するがれきの処理について、政府は一般的な方針を示しているものの、最終判断はあくまで市町村、現場任せになつていくと承知するが、確認を求める。

(二) 各自治体によるがれき処理が迅速に進まない最大の要因の一つに、この所有権の問題があり、このことが各自治体に後継者として起こり得るトラブルを懸念させ、迅速な処理をためらわせる要因となつていくと考える。政府として、例えば今後半年間を経過すれば、所有者の確認、承諾なしに処理を進められるといった法的措置を取ることをはじめ、後にどのようなトラブルが生じて、訴訟に係る費用等をはじめ、最終責任は国に帰するといった態勢を取ることが必要ではないのか。政府の見解如何。

四 仮置き場・廃棄場の確保について

(一) 被災三県のうち、がれきの仮置き場・廃棄場を確保できているのは宮城県のみであり、他の二県では十分な仮置き場が確保できていないと承知するが、政府として右の現状を正確に把握しているか。

(二) 東北三陸沿岸はリアス式海岸が続く、埋め立て地としての仮置き場・廃棄場の確保はできない現状を鑑み、隣接する他県

の協力が不可欠であると考え。右につき、政府としてあくまで各市町村、現場任せの方針を取るのではなく、被災地の要請をまとめ、被災三県と他都道府県とのつなぎ、コーディネーターとしての役割を果たしていく必要があるのではないか。政府の見解如何。

(三) がれき処理に当たり、再利用可能なものは資源として活かすという、リサイクルの視点を持つことが、がれきを迅速に処理する上で非常に重要であり、仮置き場・廃棄場を確保する上でも有意義であると考え、政府の見解如何。

(四) 今回津波により被害を受けた地域を復旧、復興し、人々が生活する空間を再建するために、がれきを土地を埋め立てる土台として活用するという方法もあるかと考えるが、政府の見解如何。

五 処理業者の確保について

(一) 政府として、がれきを実際に処理する専門業者を、現場の各市町村が十分に確保できているか否か、現状を正確に把握しているか。

(二) 例えば津波により陸上に上がっている漁船を解体するにしても、そのノウハウを有している被災地域の造船業者のうち、震災後も営業している業者はほんの一部でしかないと承知する。各市町村が主体となり、業者を選定するにしても、迅速な処理を進めるという観点から、政府としても、各市町村に専門業者を紹介する等、つなぎ役と

しての役割を果たすことが求められているのではない。政府の見解如何。

(三) 政府がつなぎ役として各市町村のがれき処理、解体の専門業者を紹介するにしても、可能な限り被災地における雇用を優先する、被災地の業者が処理、解体にあたる機会を増やし、被災地における経済効果に十分な配慮をする等、被災地に経済的利益が波及する仕組みを作るべきであると考え、政府の見解如何。

六 福島第一原発周辺の放射性物質にさらされたがれきについて

(一) 福島第一原発周辺の放射性物質にさらされているがれきは、廃棄物処理法を根拠とする通常の災害廃棄物として扱えず、また放射性廃棄物の扱いを定めてはいないものの、その対象は原子力事業者から出たもののみであり、原発外の廃棄物が汚染されたケースを想定していない原子炉等規制法の適用ともならず、処理にあたっての明確な法的根拠がないと承知するが、確認を求める。

(二) 新聞報道によると、政府、特に経済産業省原子力安全・保安院と環境省が、本年五月九日より福島第一原発事故により放射線に汚染されたがれきにつき、その量や種類、放射線量等の測定を始めるとのことであるが、右の結果はいつ頃までに取りまとめられ、誰によりどのようにして公表される見通ししているのか説明されたい。

(三) 政府として、(二)の結果を公表した後、実際にどのように放射線に汚染されたがれ

きの処理を進める考えであるのか。福島第一原発周辺のがれきは、原子力安全委員会による指針によれば、レベル3の極低レベル放射性固体廃棄物に該当すると考える。

右は、専門技術を持つ放射性物質処理業者により処理されるべきものであると考えるが、この場合でも処理の主体はあくまで現地の自治体が第一義的に担い、処理作業もそれに係る費用についても、他のがれき処理の場合と同様、現地の自治体が担うこととなるのか。それとも、異なる措置を取るのか、政府の見解を説明されたい。

七 処理に係る費用について

(一) 政府として、平成二十三年第一次補正予算の中で、災害廃棄物処理に三千五百九十億円、廃棄物処理施設の復旧に百六十四億円、合計三千六百八十三億円をがれき処理に係る費用として計上しているが、今次の震災により発生した約二千四百九十万トンにも上るがれきの最終的な処理に係る費用は、合計でいくらになると考えているか。政府の見解如何。

(二) 仙谷由人内閣官房副長官は五月八日、テレビ番組に出演した際、今次の震災により発生したのがれきの処理について「思い切った特例措置を議論しており、ぜひ国直轄の方向でやりたい」との発言をしていると承知する。右は、政府として費用負担はもちろん、処理自体も国が一義的に担うという意味か。明確な説明を求める。

内閣衆質一七七一七六号
平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生したのがれき処理に係る政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災により発生したのがれき処理に係る政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、環境省が平成二十三年五月十六日に公表した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」(以下「マスタープラン」という。)において、東日本大震災により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処理に係るスケジュールを示しているところである。具体的には、地域特性や処理の効率性を踏まえ、原則として、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にあるなど生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物については同年八月末まで、その他の災害廃棄物については平成二十四年三月末までをそれぞれ目途として、仮置場への移動を完了するとともに、腐敗性などがある災害廃棄物については速やかに、木くず又はコンクリートくずであって再生利用を予定しているものについては劣化、腐敗等が生じないようにかつ再生利用の需要を踏まえつつ設定した適切な期間内に、その他の災害廃棄物については平成二十六年三月末までを目途に、それぞれ最

終処分を完了することとしている。

二について

お尋ねについては、環境省が岩手県、宮城県及び福島県に対し、県、市町村、関係省庁の地方支分部局等からなる「災害廃棄物処理対策協議会」の設立を促し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を進めるための協力体制を整備するなど、同省が中心となつて関係省庁とも連携した取組が進められているところであり、御指摘のような問題は生じていないと考えている。

三の(一)について

お尋ねの「一般的な指針」とは、平成二十三年三月二十五日付けで被災者生活支援特別対策本部長(当時)及び環境大臣から関係県知事に通知された「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」のことを指すものと思われるが、瓦礫等の処分を行う市町村等は、必要に応じて同指針を参考にしつつ、現地の状況に応じて適切に判断しているものと承知している。

三の(二)について

迅速に瓦礫等の処理を進めるためには、現地の状況に応じて適切に判断することが必要であるため、既存の法律の解釈を示した運用指針等を関係者に周知してきたところである。

四の(一)について

現在、岩手県、宮城県及び福島県においては、災害廃棄物の仮置場の確保が進められ、当面の瓦礫等の搬入には対応できているが、仮置場の更なる確保に努めているところであると承知している。

四の(二)について

環境省においては、岩手県、宮城県及び福島県に職員を派遣するとともに、二についてで答えた「災害廃棄物処理対策協議会」への参加等を通じ、被災地における災害廃棄物に係る諸課題の把握に努めているところであり、また、全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物の処理への協力を要請している。これらの取組により、広域的な災害廃棄物の処理体制を整備し、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を推進してまいりたい。

四の(三)及び(四)について

御指摘のとおり、災害廃棄物を可能な限り再生利用することは重要であると認識しており、例えば、マスタープランにおいては、木くずを木質ボード、ボイラー燃料等として利用することや、コンクリートくずを埋立材として利用すること等について示しているところである。

五の(一)について

現在、被災地の市町村等においては、瓦礫等の仮置場への搬入作業を行う事業者が確保され、搬入作業が行われているが、瓦礫等の焼却等については、今後、処理の進捗に応じて必要な処理業者の確保等が進められていくものと考えている。

五の(二)について

お尋ねについては、例えば船舶の解散を行う事業者について市町村等からの問い合わせがあった場合には、関係省庁で連携して適切に情報提供するなどの対応をとることとしている。五の(三)については、瓦礫等の処理を行う業者

を選定する市町村等の意向が尊重されるべきと考えるが、政府としては、被災地における雇用に優先すること等について、可能な限り配慮される必要があると考えている。

六の(一)について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)においては、放射性物質及びこれによつて汚染された物については、同法の適用を受ける廃棄物には含まれないとされている。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)においては、原子力発電所等の敷地外に存在する、放射性物質によつて汚染された物の廃棄は想定されていないところである。

六の(二)について

御指摘のとおり、福島県内の災害廃棄物の仮置場においては、経済産業省原子力安全・保安院が、災害廃棄物の放射性物質濃度の測定を、また、環境省が、空間線量率の測定を実施したところである。同院による測定結果は、平成二十三年五月中を目途に発表するとともに、同院のホームページにおいて公表する予定である。また、同省による測定結果は、同月十七日に発表するとともに、同省のホームページにおいて公表したところである。

六の(三)について

政府としては、福島県内の災害廃棄物の仮置場における災害廃棄物の放射性物質濃度及び空間線量率の測定結果を基に、放射性物質による汚染の実態を把握した上で、専門家の意見を踏まえつつ、今後の対応を検討してまいりたい。

七の(一)について

お尋ねの「最終的な処理に係る費用」について、平成二十三年度第一次補正予算における災害廃棄物処理事業においては、現時点で入手可能な情報に基づき、災害廃棄物の処理に必要な事業費を六千八百億円程度と推計している。七の(二)について

御指摘の発言は、東日本大震災により生じた瓦礫等の処理について、政府が積極的な役割を果たしていく必要があるという考えを示したものと承知している。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成二十二年十一月九日に香港で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国香港特別行政区政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この協定は、一方又は双方の締約者の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

1 この協定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対するすべての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企

業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。は、所得に対する租税とされる。

3 この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 香港特別行政区については、

- (i) 利得税
- (ii) 給与税
- (iii) 不動産税

(個人申告制度に基づいて課されるか否かを問わない。)

(b) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税

4 この協定は、3に掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、3に掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものと並びに1及び2に規定する他の租税で将来課されるものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

5 この協定の適用上、「日本国の租税」及び「香港特別行政区の租税」とは、それぞれ日本国のために課される租税及び香港特別行政区のために課される租税であつて、1から4までに規定するものをいい、それぞれの締約者の地方政府又は地方公共団体のために課される1から4までに規定する租税を含む。

第三条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべ

き場合を除くほか、

(a) 「香港特別行政区」とは、地理的意味で用いる場合には、中華人民共和国香港特別行政区の境界の内側を構成する陸地及び水域（香港島、九龍、新界及び香港の水域を含む。）並びに中華人民共和国香港特別行政区の租税に関する法令が適用される他の地域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「二方の締約者」及び「他方の締約者」とは、文脈により、日本国又は香港特別行政区をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は香港特別行政区の租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「企業」とは、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h) 「二方の締約者の企業」及び「他方の締約者の企業」とは、それぞれ一方の締約者の居住者が営む企業及び他方の締約者の居住者が営む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約者の企業が運

用する船舶又は航空機による運送（他方の締約者内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

- (i) 香港特別行政区については、税務局長又は権限を与えられたその代理者
- (ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(l) 「事業」とは、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2 一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この協定の適用上、「二方の締約者の居住者」とは、次の者をいう。

- (a) 香港特別行政区内については、
- (i) 香港特別行政区内に通常居住する個人

(当該個人が、香港特別行政区内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有し、かつ、香港特別行政区に人的及び経済的関係を有する場合に限る。)

(ii) 香港特別行政区内に一賦課年度中に百八十日を超えて滞在し、又は連続する二賦課年度において三百日を超えて滞在する個人（当該個人が、香港特別行政区に人的及び経済的関係を有する場合に限る。)

(iii) 香港特別行政区内に事業の管理及び支配の主たる場所を有する法人

(iv) 香港特別行政区内に事業の管理及び支配の主たる場所を有するその他の者

(b) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される者を除く。)

(c) 一方の締約者の政府及び一方の締約者の地方政府又は地方公共団体

2 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合においては、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約者（重要な利害関係の中心がある締約者）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用す

る恒久的住居をいづれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいづれの締約者内にも有しない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。	4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。	とされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約者内で事業を行っているという理由のみによつては、当該一方の締約者内に恒久的施設を有するものとはされない。 7 一方の締約者の居住者である法人が、他方の締約者の居住者である法人若しくは他方の締約者内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いづれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。	に存在するものとする。 4 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。 5 1及び4の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約者の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約者内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約者内において事業を行わない限り、当該一方の締約者内においてのみ租税を課することが出来る。一方の締約者の企業が他方の締約者内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約者内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約者内において租税を課することが出来る。 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約者の企業が他方の締約者内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約者内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約者において当該恒久的施設に帰せられるものとする。 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約者内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを
3 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約者の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約者を決定する。両締約者の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この協定により認められる特典(第二十三条及び第二十四条の規定により認められる特典を除く)を要求する上で、いづれの締約者の居住者ともされない。 第五条 恒久的施設 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。	5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約者内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約者内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるもの	1 一方の締約者の居住者が他方の締約者内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約者内において租税を課することが出来る。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約者の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、岩石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 2に規定する財産又は権利は、土地、立木、鉱石、岩石、水その他の天然資源が存在する場所又はこれらの天然資源の採取が行われる場所	3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約者内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを

問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約者にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約者が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際運輸

1 一方の締約者の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約者の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、香港特別行政区の企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税で香港特別行政

区において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約者の企業が他方の締約者の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約者の企業及び他方の締約者の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約者が、他方の締約者において租税を課された当該他方の締約者の企業の利得を1の規定により当該一方の締約者の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約者の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約者の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約者

は、その合意された利得に対して当該他方の締約者において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約者は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約者の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約者の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約者の居住者である法人が他方の締約者の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約者においても、当該一方の締約者の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のそ

の配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約者の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取扱いされる他の所得をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約者の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 一方の締約者の居住者である法人が他方の締約者内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約者は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約者内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約者の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約者内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる

租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約者内において生じ、他方の締約者の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約者においても、当該一方の締約者の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約者内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約者の政府、当該他方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約者の中央銀行又は当該他方の締約者の政府が全面的に所有し、若しくは出資する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約者の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約者の政府、当該他方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約者の中央銀行又は当該他方の締約者の政府が全面的に所有し、若しくは出資する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が

全面的に所有し、若しくは出資する機関」とは、次のものをいう。

(a) 香港特別行政区については、香港金融管理局

(b) 日本国については、

(i) 日本銀行
(ii) 株式会社日本政策金融公庫
(iii) 独立行政法人国際協力機構
(iv) 独立行政法人日本貿易保険

(c) 一方の締約者の政府が全面的に所有し、又は出資するその他の類似の機関で両締約者の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約者の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この協定の適用上利子には該当しない。

6 1から3までの規定は、一方の締約者の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約者の居住者である場合には、当該一方の締約者内において

生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約者内恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約者の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約者内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に受当な考慮を払った上で、各締約者の法令に従って租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約者内において生じ、他方の締約者の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約者においても、当該一方の締約者の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸

術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約者の居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じた他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約者の居住者である場合には、当該一方の締約者内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約者内恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約者の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約者内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者

が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約者の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約者の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約者内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 一方の締約者の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約者内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約者において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分以下「同種の株式等」という。）が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約者の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五十パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 (a) 次の(i)及び(ii)に該当する場合において、一方の締約者の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)することに よつて取得する収益に対しては、他方の締約者において租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約者(日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻^た処理に関する当該他方の締約者の法令に従つて、当該他方の締約者の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行うこと。

(ii) 当該一方の締約者の居住者が当該他方の締約者から当該金融機関の株式を取得すること。

(b) (a)の規定は、当該一方の締約者の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約者から、この協定の効力発生前に取得した場合又はこの協定の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約者の企業が他方の締約者内に所有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

5 一方の締約者の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者

とされる締約者においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約者内において行われないう限り、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約者内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約者の居住者が他方の締約者内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約者内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約者の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約者内に所有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約者の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約者において租税を課することができる。

できる。

第十五条 役員報酬

一方の締約者の居住者が他方の締約者の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約者の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約者内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2 一方の締約者内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約者において租税を課することができる。

第十七条 退職年金及び離婚扶養料

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 離婚扶養料その他これに類する生計のための金銭の支払であつて、一方の締約者の居住者から他方の締約者の居住者に支払われるものに対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。ただし、これらの支払

が、当該一方の締約者において当該支払を行う個人の課税所得の計算上控除することができない場合には、いずれの締約者においても租税を課することができない。

第十八条 政府職員

1 政府の職務の遂行として一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約者の政府又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。もつとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であつて、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となつた者でない場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約者の政府若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体若しくは、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約者の政府又は一方の締約者の地方

政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育を受けるため一方の締約者内に滞在する学生であつて、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であつたものがその生計又は教育のために受ける給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。

第二十条 匿名組合

この協定の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に對しては、当該所得及び収益が生ずる締約者において当該締約者の法令に從つて租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約者の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に對しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約者の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約者の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約者の法令に從つて租税を課することができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 香港特別行政区外において納付される租税を香港特別行政区の租税から控除することに關する香港特別行政区の法令（この条に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）の規定に從い、香港特別行政区の居住者である者が日本国内の源泉から取得する所得につき、日本国の法令及びこの協定の規定に從い直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国の租税は、当該所得について納付される香港特別行政区の租税から控除する。ただし、認められる控除の額は、香港特別行政区の租税に關する法令に從つて当該所得について算定される香港特別行政区の租税の額を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に從い、日本国の居住者がこの協定の規定に從つて香港特別行政区において租税を課される所得を香港特別行政区内から取得する

場合には、当該所得について納付される香港特別行政区の租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

3 1及び2の規定の適用上、一方の締約者の居住者が受益者である所得であつてこの協定の規定に從つて他方の締約者において租税を課されるものは、当該他方の締約者内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条 無差別待遇

1 香港特別行政区内に居住する権利を有する者若しくは香港特別行政区内に設立された者又は日本国の国民は、他方の締約者において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある者（当該他方の締約者が香港特別行政区内にある場合に、香港特別行政区内に居住する権利を有する者若しくは香港特別行政区内に設立された者又は当該他方の締約者が日本国である場合には、日本国の国民である者）に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約者の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約者の居住者である無国籍者は、いずれの締約者においても、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある者（香港特別行政区内に居住する権利を有する者又は日本国の国民である者）に課されており、若しくは課されること

がある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3 一方の締約者の企業が他方の締約者内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約者において、同様の活動を行う当該他方の締約者の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約者に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約者の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約者の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4 第九条1、第十一条8、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の企業が他方の締約者の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約者の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約者の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5 一方の締約者の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約者の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約者において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約者の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

6 第二条の規定にかかわらず、この条の規定

は、締約者又は当該締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて課されるすべての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約者の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者とは、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に対して申立てをすることができ、また、当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には、香港特別行政区内に居住する権利を有し若しくは香港特別行政区内に設立される者は香港特別行政区の権限のある当局に対して、又は日本国の国民は日本国の権限のある当局に対して、当該事案について申立てをすることができ、当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約者の権限

のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること、両締約者の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含むことができる。

5 (a) 一方の又は双方の締約者の措置によりある者がこの協定の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約者の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約者の権限のある当局から他方の締約者の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約者の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約者の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約者の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約者を拘束するものとし、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約者の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

第二十五条 情報の交換

1 両締約者の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約者若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約者の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約者が受領した情報は、当該一方の締約者がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。当該情報は、いかなる目的のために、他の者又は当局(両締約者外にあるものを含む。)に開示することはできない。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約者に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約者又は他方の締約者の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約者又は他方の締約者の法令

の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約者は、他方の締約者がこの条の規定に従って当該一方の締約者に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約者がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約者が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 減免の制限

所得が生ずる基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、第十条2、第十一条2、第十二条2、第十三条6又は第二十一条1に規定する特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、これらの規定に定める租税の軽減又は免除を与えられない。

第二十七条 租税上の特権

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく租税上の特権（領事機関の構成員の租税上の特権を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 効力発生

1 各締約者の政府は、他方の締約者の政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の規定は、次のものについて適用する。

(a) 香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度分のもの

(b) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条 終了

この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、その政府が、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者の政府に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度分のもの

(b) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千年十一月九日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

隈丸優次

中華人民共和国香港特別行政区政府のために

K・C・チャン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及び中華人民共和国香港特別行政区政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第三条1(d)の規定に関し、「租税には、協定の適用を受ける租税に関連する日本国又は香港特別行政区の法令に基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含めないことが了解される。

2 協定第三条1(e)の規定に関し、「法人以外の団体」には、信託財産及び組合を含むことが了解される。

3 協定第四条1(a)(iii)及び(iv)の規定に関し、「事業の管理及び支配の主たる場所」とは、法人又はその他の者の役員及び上級管理者が当該法人又はその他の者の者のための戦略上、財務上及び運営上の方針について日々の重要な決定を行い、かつ、当該法人又はその他の者の者の従業員がそのような決定を行うために必要な日々の活動を行う場所をいうことが了解される。

4 協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価

証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 香港証券取引所により設立された有価証券市場

(b) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(c) 同条2の規定の適用上、両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

5 協定第十七条1の規定に関し、「退職年金その他これに類する報酬」には、過去の雇用又は自営につき支払われる退職年金その他これに類する報酬及び社会保障制度に基づく退職年金を含むことが了解される。

6 協定第二十四条5の規定に関し、
(a) 両締約者の権限のある当局は、事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約者の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保する手続を合意によって定める。
(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
(ii) それぞれの締約者の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約者の権限のある当局が合意する手続に従

い、両締約者の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) すべての仲裁人は、いずれの締約者の税務当局の職員であつてはならず、同条1の規定に従つて申し立てられた事案にこれまで関与した者であつてはならない。

(iv) 両締約者の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、すべての仲裁人及びその職員が、それぞれの権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十五条2及び両締約者において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) それぞれの締約者の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自らが仲裁に関与する費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約者の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約者の権限のある当局は、すべての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、協定第二十四条5の規定、この6の規定又はこの6の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに違反すること(仲裁決定に影響を及ぼしたものと認められ、当該仲裁決定がいづれか一方の締約者の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定す

る。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(f) 仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を両締約者の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達する前に、両締約者の権限のある当局が仲裁に付託されたすべての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われな

7 協定第二十五条1の規定に関し、一方の締約者は、両締約者の政府が公文の交換により合意するまでは、協定の規定の実施又は他方の締約者の法令の規定の運用若しくは執行のために協定第二条の規定により協定の対象となる租税以外の租税に関する情報を交換することを義務付けられるものではない。当該合意は、効力発生のために必要とされる各締約者の法令上の手続が完了した後に、効力を生ずる。

8 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約者は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約者の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができることが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千年十一月九日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
隈丸優次

中華人民共和国香港特別行政区政府のために
K・C・チャン

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
政府は、中華人民共和国香港特別行政区政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための協定を締結するため、平成二十二年三月以来、中華人民共和国香港特別行政区政府との間で交渉を行つてきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十二年十一月九日に香港において、本協定の署名が行われた。
本協定は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまで我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、香港との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿った情報交換の実施を可能にするもので、その主な内容は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を
求めるの件及び同報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結
について承認を求めるの件及び同報告書

1 この協定が適用される租税は、日本国につ
いては所得税、法人税及び住民税、香港特別
行政区については利得税、給与税及び不動産
税とすること。

2 一方の締約者の企業の事業利得について
は、当該企業が他方の締約者内に恒久的施設
を有する場合における当該恒久的施設に帰せ
られる所得についてののみ当該他方の締約者
において課税することができること。

3 一方の締約者の居住者である法人が他方の
締約者の居住者に支払う配当に対しては、当
該他方の締約者において課税することができ
るが、同配当に対しては、当該配当を支払う
法人が居住者とされる一方の締約者におい
ても、当該配当の受益者が当該配当を支払う
人の議決権のある株式の十パーセント以上を
直接又は間接に所有する法人である場合には
当該配当額の五パーセントを、その他の全
ての場合には当該配当額の十パーセントを、そ
れぞれ超えない額の課税をすることができ
ること。

4 一方の締約者内において生じ、他方の締約
者の居住者に支払われる利子に対しては、当
該他方の締約者において課税することができ
るが、同利子に対しては、当該利子が生じた
一方の締約者においても、十パーセントを超
えない額の課税をすることができること（た
だし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免
税）。

5 一方の締約者内において生じ、他方の締約
者の居住者が受益者である著作権、特許権、

商標権等の使用料に対しては、当該他方の締
約者において課税することができるが、同使
用料に対しては、当該使用料が生じた一方の
締約者においても、五パーセントを超えない
額の課税をすることができること。

6 この協定の規定に適合しない課税を受けた
者が一方の締約者に対して申立てをした事案
について、この申立てを受けた当該一方の締
約者の権限のある当局から他方の締約者の権
限のある当局に対し協議の申立てをした日か
ら二年以内に、両締約者の権限のある当局が
当該事案を解決するために合意に達すること
ができない場合において、当該者が要請する
ときは、当該事案の未解決事項は、仲裁に付
託されること。

7 両締約者の権限のある当局は、この協定の
規定の実施又は両締約者が課する全ての種類
の租税に関する両締約者の法令の規定の運用
若しくは執行に関連する情報を交換するこ
と。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、
相互協議手続に係る仲裁手続及び補則事項、情
報の提供を拒否できる場合の内容等を規定して
いる。

本協定は、効力発生のために必要とされる内
部手続が完了したことを確認する双方の通告の
うち、いずれか遅い方の通告が受領された日の
後三十日目の日に効力を生ずることになってい
る。

よって政府は、本協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国と香港との
間の人的交流及び経済的交流がより一層促進さ
れ、同時に、国際的な脱税及び租税回避行為の
防止に資することが期待されるので、有意義で
あると認め、本件は承認すべきものと議決した
次第である。
右報告する。

平成二十三年五月二十日

外務委員長 小平 忠正
衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及
び脱税の防止のための日本国政府とサウジア
ラビア王国政府との間の条約の締結について
承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国政府とサウ
ジアラビア王国政府との間の条約の締結に
ついて承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア
王国政府との間の条約の締結について、日本国憲
法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国
会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とサウジアラビア王国との間に
おける所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のため、平成二十二年十一月十五
日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウ
ジアラビア王国政府との間の条約に署名した。
よって、この条約を締結することといたしたい。
これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国政府とサウ
ジアラビア王国政府との間の条約

日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、
及び脱税を防止するための条約を締結することを
希望して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者で
ある者に適用する。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国
の地方政府若しくは地方公共団体のために課さ
れる所得に対する租税（課税方法のいかんを問
わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対するすべての租税
（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税を含
む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のも
のとす。

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。 第三条 一般的定義 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。 (b) 「サウジアラビア王国」とは、サウジアラビア王国の領域をいい、サウジアラビア王国の領水の外側に位置する区域であつて、サウジアラビア王国が自国の国内法及び国際法に基	(a) 日本国については、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 住民税 (以下「日本国の租税」という。) (b) サウジアラビア王国については、 (i) ザカート (ii) 所得税（天然ガス投資税を含む。) (以下「サウジアラビア王国の租税」という。)
(i) 一方の締約国の国籍を有するすべての個人 (ii) 一方の締約国の法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合又は団体及び法人格を有しないが租税に関し一方の締約国の法令によつてその地位を与えられた法人として取り扱われるすべての団体 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (ii) サウジアラビア王国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者によつ	づきその水域、海底、海底の下及び天然資源について主権的権利及び管轄権を行使する区域を含む。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はサウジアラビア王国をいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (g) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。 (h) 「国民」とは、次の者をいう。
2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。	て代表される財務省 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。
3 「恒久的施設」には、次のものを含む。 (a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活	(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店若しくは主たる事務所又は事業の実質的な管理の場所が所在する締約国の居住者とみなす。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 天然資源を採取する場所

動であつて、その現場、工事又は活動が百八十三日を超える期間存続するもの (b) 企業が使用人その他の職員(役務の提供のために雇用したものに限る。)を通じて行う当該役務の提供(コンサルタントの役務の提供を含む。)であつて、このような活動が単一の工事又は関連する工事について十二箇月の間に合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われるもの 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。	位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つていこう理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。 7 1から6までの規定にかかわらず、保険業を営む一方の締約国の企業が、他方の締約国内で保険料の受領をする場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険に係る保険を引き受ける場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができ、当該一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。 4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。 5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。 6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。 第八条 海上運送及び航空運送 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経	5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地	1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業	2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設	2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経
--	---	--	--	--	-------------------------------

営共同体に参加していることによつて取得する
利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約

の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする百八十三日の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に扱われる所得をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他

方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 債権から生じた所得

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる債権から生じた所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する債権から生じた所得に対しては、当該所得が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該所得

の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該所得の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる債権から生じた所得であつて、次のいずれの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該所得の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該所得の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該所得が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 この条において、「債権から生じた所得」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得、公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上債権から生じた所得には該当しない。

5 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である債権から生じた所得の受益者が、当該所得の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 6 債権から生じた所得は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、当該所得の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該所得の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該所得が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該所得は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。	ある使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
7 債権から生じた所得の支払の基因となった債権について考慮した場合において、当該所得の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該所得の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十二条 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。 2 1 に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国内においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。 (a) 当該使用料が、産業上、商業上又は学術上の設備の使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には、当該使用料の額の五パーセント (b) その他のすべての場合には、当該使用料の額の十パーセント 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。 4 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者で	第十三条 譲渡収益 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者が法人の株式その他同等の持分その他の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成されるものに限る。この譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。 3 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、譲渡者が所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が所有する株式であつて当該譲渡者が所有する株式と合算されるものを含む。)の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上である場合には、当該他方の締約国内において租税を課することができる。 4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定

的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が、自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日以上の間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課する

ことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 給与所得

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 芸能人及び運動家

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は

一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国にお

いてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条 教員及び研究員

一方の締約国内にある学校その他の教育機関において行う教育又は研究につき、現に他方の締約国の居住者である個人又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつた個人に対し、当該他方の締約国又は当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十一条 学生

1 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外の源泉から生じたものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

2 1の規定にかかわらず、専ら教育を受けるため一方の締約国内に滞在する学生であつて、他方の締約国の国民であるものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該一方の締約国の国民である学生

に課されており、又は課されることがある租税又はこれに関連する要件よりも重いものを課されることはない。

第二十二条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないもの(以下この条において「その他の所得」という。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約

の規定に従つてサウジアラビア王国において租税を課される所得をサウジアラビア王国内から取得する場合には、当該所得について納付されるサウジアラビア王国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 (a) サウジアラビア王国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、サウジアラビア王国は、日本国において納付される租税の額を、当該居住者の所得に対するサウジアラビア王国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内から取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) 二重課税の除去の方法は、サウジアラビア王国の国民に關するザカートを徴収するため制度の規定に影響を及ぼすものではない。

3 1及び2の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つて他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十四条 減免の制限

所得が生ずる基因となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に關与した者が、この条約の特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、この条約に定

める租税の軽減又は免除は与えられない。

第二十五条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、相互に通信することができる。

第二十六条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政

府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

するような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 条の見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必

要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) サウジアラビア王国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) サウジアラビア王国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千年十一月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

前原誠司

サウジアラビア王国政府のために

アル・アッサーフ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約の適用上、「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はサウジアラビア王国の租税をいう。

2 条約第三条1(d)の規定に関し、「者」には、締約国及び当該締約国の地方政府又は地方公共団体を含むことが了解される。

3 条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす者を含むことが了解される。

(a) 当該一方の締約国の法令に基づいて組織されたものであること。

(b) 専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他これらに類する公の目的のために、又は退職年金その他これに類する報酬を管理し、若しくは給付するために当該一方の締約国において設立され、かつ、維持されること。

(c) 当該一方の締約国において租税を免除されること。

4 条約第四条3の規定に関し、双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のもののうち、一方の締約国内に本店又は主たる事務所のある地を有し、かつ、他方の締約国内に事業の実質的な管理の場所を有するものについては、両締

約国の権限のある当局は、合意により、条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

5 条約第七条の規定に関し、「利得」には、個人による人的役務の提供から生ずる所得 条約第十四条又は第十五条で取り扱われているもの)を含まないことが了解される。

6 条約第七条1の規定に関し、役務の提供(コンサルティングの役務の提供を含む)から得られる一方の締約国の企業の利得については、他方の締約国内にある恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該他方の締約国内にある恒久的施設に帰せられるものとすることが了解される。

7 条約第七条3の規定に関し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所を支払った又は振り替えた支払金(実費弁償に係るものを除く。)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解される。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る債権から生じた所得(当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。)

8 条約第八条の規定に関し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むことが了解される。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定す

る使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。)の使用、保管又は賃貸から取得する利得

9 条約第八条の規定に関し、条約第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、サウジアラビア王国の企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税でサウジアラビア王国において今後課されることのあるものを免除される。

10 条約第九条の規定に関し、同条1の規定にかかわらず、締約国は、同条1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、同条1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この10の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

11 条約第十条2(a)の規定に関し、日本国の居住者である法人が支払う配当であつて、サウジアラビア王国の居住者が受益者であるものについては、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合に限り、同条2(a)の規定を適用する。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受

ける者が特定される日をその末日とする百八十三日の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合

(b) 当該配当を支払う法人が、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができない場合

12 条約第十一条の規定に関し、同条2の規定にかかわらず、サウジアラビア王国内において生ずる債権から生じた所得であつて、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。

13 条約第十一条3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 株式会社日本政策金融公庫

(iii) 独立行政法人国際協力機構

(iv) 独立行政法人日本貿易保険

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b) サウジアラビア王国については、

(i) サウジアラビア通貨庁(SAMA)

(ii) サウジアラビア開発基金

(iii) 公的投資基金

(iv) 公的年金庁

(v) 社会保険総合機構

(vi) サウジアラビア王国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の

政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

14 条約第二十一条の規定に関し、同条に定める租税の免除であつて、事業修習者又は研修員に与えられるものは、当該事業修習者又は研修員が滞在する当該一方の締約国において訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

15 条約第二十六条の規定に関し、一方の締約国が同条の規定に基づき受領した情報は、条約の規定の実施又は同条の規定が適用される租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行のためにのみ使用されることが確認される。

16 条約第二十六条の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

17 条約のいかなる規定も、一方の締約国が、当該一方の締約国内において生ずる所得及び収益であつて、匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて他方の締約国の居住者が取得するものに對して、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することを妨げるものではない。

18 サウジアラビア王国の法令により、租税に関する内国民待遇が第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の居住者に対して与えられる場合には、当該内国民待遇は、日本国の居住者に対しても自動的に与えられる。

19 サウジアラビア王国は、その法令に関し、日

本国の国民又は居住者に対し、第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の国民又は居住者よりも租税上不利益な取扱いをしてはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十年十一月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

前原誠司

サウジアラビア王国政府のために

アル・アッサーフ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、サウジアラビア王国政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成二十年十月以来、サウジアラビア王国政府との間で交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十二年十一月十五日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまで我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、サウジアラビア王国との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿った情報の交換の実施を可能にするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、サウジアラビア王国についてはザカート及び所得税（天然ガス投資税を含む。）とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の五パーセントを、その他の全体的場合には当該配当額の十パーセントを、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる債権から生じた所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同債権から生じた所得

に対しては、当該債権から生じた所得が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る債権から生じた所得は免税）。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料が産業上、商業上又は学術上の設備の使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には十パーセントを、その他の全体的場合には十パーセントを、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

6 両締約国の権限のある当局は、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

7 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

本条約は、効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する双方の通告のうち、いずれか遅い方の通告が受領された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の人的交流及び経済的交流がより一層促進され、同時に、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十三年五月二十日

外務委員長 小平 忠正

衆議院議長 横路 孝弘殿

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国政府とケイマン諸島政府との間において、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるため、平成二十三年二月七日にロンドンで、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府によって正当に授權されたケイマン諸島政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全て

の区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「ケイマン諸島」とは、地理的意味で用いる場合には、グランドケイマン島、ケイマンブラック島及びリトルケイマン島並びにそれらの周辺の全ての区域であつて、ケイマン諸島がその法令及び国際法に基づき管轄権を行使することができる区域をいう。

(c) 「締約者」とは、文脈により、日本国又はケイマン諸島をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) ケイマン諸島については、租税情報局又はその指定する個人若しくは当局

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii) ケイマン諸島については、ケイマン人の地位を有し、又はケイマン諸島との関連に基づき英国海外領土の市民である全ての個人及びケイマン諸島において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合、信託、財団又は団体

(h) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) ケイマン諸島証券取引所

(iii) 両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k) 「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l) 「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。 (m) 「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。 (n) 「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。 (o) 「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない）をいう。	2 一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。	1 この章の規定は、一方の締約者のために課される全ての種類の現行の租税について適用する。 2 この章の規定は、1に規定する現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に規定する現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。	(b) 要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請者が希望する被要請者から当該情報を受領する形式を含む。） (c) 要請する情報を必要とする課税目的 (d) 要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠 (e) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限り。） (f) 要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請者が自らが被要請者の立場にあつたとしたならば自己の法令に基づいて、又は自己の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述 (g) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述
第二章 情報の交換 第二条 目的及び適用範囲 両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用及び執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の調査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によって当	1 被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。 2 被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために全ての関連する情報収集のため	3 要請者の権限のある当局から特に要請があつた場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。 4 各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。 (a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報 (b) 法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）この協定は、両締約者に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができ、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。	5 要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。 (a) 調査の対象となる者を特定する事項
		6 被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。 (a) 要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。 (b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該	

官 報 (号 外)

情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。には、要請者に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。 第六条 海外における租税に関する調査 1 被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。 2 租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。 第七条 要請を拒否することができる場合	事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。 3 被要請者は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。 4 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となつた租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。 5 被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。 第八条 秘密	一方の締約者内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請者の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約者内にあるものを含む。）に開示することができない。 第九条 費用 支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。 第三章 課税権の配分 第十条 対象となる者 この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。 第十一条 対象となる租税 1 この章の規定は、一方の締約者のために課される個人の所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。 2 日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税とする。 3 この章の規定は、2に規定する現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、2に規定する現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。 4 両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。	第十二条 居住者 1 この章の規定の適用上、「一方の締約者の居住者」とは、次の個人をいう。 (a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。） (b) ケイマン諸島については、ケイマン諸島の法令の下において、ケイマン諸島内に合法的な、かつ、通常の居所を有する個人 2 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的居住者が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的居住者を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約者（重要な利害関係の中心がある締約者）の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用する恒久的居住者をいづれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいづれの締約者内にも有しない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。 第十三条 退職年金 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一
1 被要請者は、要請者が自らが被要請者の立場にあつたとしても自己の法令に基づいて、又は自己の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請者の権限のある当局は、要請者の要請がこの協定に従つて行われていない場合には、支援を拒否することができる。 2 この協定は、一方の締約者に対し、営業上、			

方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

第十四条 政府職員

1 政府の職務の遂行として一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。もつとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が当該他方の締約者の居住者であつて、専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となつた者でないものである場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の

締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十五条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約者の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約者外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第四章 特別規定

第十六条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に對して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の

締約者の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。

4 両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第五章 最終規定

第十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 効力発生

1 両締約者の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

- 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- 源泉徴収されない所得に對する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第十九条 終了

この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者に對し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

- 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- 源泉徴収されない所得に對する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- その他の租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年二月七日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

野田 仁

ケイマン諸島政府のために

W・マッキーバ・ブッシュ

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急速な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、政府は、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結するため、平成二十二年五月以降、ケイマン諸島政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十三年二月七日にロンドンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 情報交換に関する規定が適用される租税は、一方の締約者のために課される全ての種類の租税とすること。

2 情報の提供を要請された締約者(以下「被要請者」という。)の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情

報を提供すること。

3 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとること。

4 各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保すること。

5 この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、税務当局等に対してのみ、開示することができること。

6 課税権の配分に関する規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用し、「一方の締約者の居住者」とは、日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人とし、ケイマン諸島については、ケイマン諸島の法令の下において、ケイマン諸島内に合法的な、かつ、通常の居所を有する個人とすること。

7 課税権の配分に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税とすること。

8 一方の締約者の居住者が受益者である退職年金等については、当該一方の締約者においてのみ課税することができること。

本協定は、効力発生のために必要とされる内部手続の完了に関する双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よって政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための国際的な情報交換ネットワークが更に拡充されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十三年五月二十日

外務委員長 小平 忠正

衆議院議長 横路 孝弘殿

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国政府とバハマ国政府との間において、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるため、平成二十三年一月二十七日にナッソーで、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定

日本国政府及びバハマ国政府は、脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権の権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「バハマ」とは、バハマ国をいい、地理的意

味で用いる場合には、バハマ国の全ての領域（バハマ国の法令が適用される陸地及び領水を含む。）並びにその領水の外側に位置する区域であつて、バハマ国が国際法に基づき天然資源の探査、開発及び保存のために主権的權利を行使する全ての区域（排他的経済水域並びに海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「締約国」とは、文脈により、日本国又はバハマをいう。

(d) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) バハマについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii) バハマについては、バハマの国籍若しくは市民権を有する個人又はバハマにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合若しくは団体

(h) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法

人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) バハマ国際証券取引所

(iii) 両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k) 「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l) 「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(m) 「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(n) 「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、かつ、提供するのを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(o) 「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に關する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第三章 管轄

被要請国は、その当局によつて保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によつて保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

2 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に關する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請国の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、要請の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2 被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請国の権限のある当局から特に要請があつた場合には、被要請国の権限のある当局は、被要請国の法令によつて認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

第二章 情報の交換

第二条 目的及び適用範囲

両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に關する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に關連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に關連する情報を含む。情報は、この協定に従つて交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請国が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請国の法令又は行政上の慣行によつて当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が

4 各締約国は、第二条に規定する目的のため、自国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。 (a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者(名義人及び信託の受託者を含む。)が有する情報 (b) 法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報(第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む)。この協定は、両締約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。	(d) 課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間 (e) 要請する情報を必要とする課税目的(法的根拠を含む。) (f) 要請する情報がこの協定の実施又は前条に規定する租税に関する要請国の法令の規定の運用若しくは執行に関連すると認める理由 (g) 要請する情報を被要請国が保有しているか又は被要請国の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠 (h) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所判明している場合に限り。 (i) 要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしたならば自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述	以内に当該不備を通知すること。 (b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合(当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。)には、要請国の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。 第六条 海外における租税に関する調査 1 被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があつたときは、被要請国の法令が認める範囲内において、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。 2 租税に関する調査を行う被要請国の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請国が行う。 第七条 要請を拒否することができる場合	われていない場合には、支援を拒否することができる。 2 この協定は、一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関して受領し、又は発出する通信に関する情報であつて、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。 3 被要請国は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。 4 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となつた租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。 5 被要請国は、要請国が自国の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請国の国民との比較において被要請国の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。 第八条 秘密 この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する
(c) 要請する情報に係る記述(当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。)	(a) 要請の対象となる納税者を特定する事項 (b) 要請する情報に関連する者が(a)に規定する納税者でない場合には、当該者を特定する事項	1 被要請国は、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしても自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行	は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する
5 要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を書面により提供しなければならない。	(i) 要請する情報を入手するために要請国が自国の領域的管轄内において利用可能な全ての手段(過重な困難を生じさせるものを除く。)をとつた旨の記述	2 被要請国は、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしても自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行	は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する
6 被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。	(a) 要請国の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請国の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日	1 被要請国は、要請国が自らが被要請国の立場にあつたとしても自国の法令に基づいて、又は自国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行	は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する

不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機關を含む。）であつて、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ、開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請国の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものを含む。）に開示することができない。

第九条 費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約国の権限のある当局の間で合意される。

第三章 課税権の配分

第十条 対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約国の居住者である個人に適用する。

第十一条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される個人の所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。また、この章の規定は、これらの現行の租税に加えて又はこれに代つてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、これらの現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

3 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租

税に關する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第十二条 居住者

1 この章の規定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の個人をいう。

(a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

(b) バハマについては、バハマに住所を有する個人であつて、バハマの市民であるもの又はバハマ移民法第四部及び第六部の規定に従い、バハマに居住し、若しくは滞在すること

を許可されたもの

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

い場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

第十三条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該當する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体

によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十五条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第四章 特別規定

第十六条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約国の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案につ

いて、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約国の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4 両締約国の権限のある当局は、3に規定する合意に加え、第二章の規定の適用のための手続について相互に合意することが出来る。

5 両締約国の権限のある当局は、2から4までに規定する合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。

第五章 最終規定

第十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 効力発生

1 この協定は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第十九条 終了

1 この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることが出来る。

2 1に規定する書面による終了の通告を受領した後、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c) その他の租税に関しては、終了の通告が行

われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、この協定に基づいて受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年一月二十七日にナッソーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

山口祐志

バハマ国政府のために

ブレント・シモネット

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

近年の世界経済の急速な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、政府は、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結するため、平成二十二年十一月以降、バハマ政府との間で交渉を行ってき

た。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十三年一月二十七日にナッソーにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 情報交換に関する規定が適用される租税は、一方の締約国又はその地方公共団体のために課される全ての種類の租税とすること。

2 情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請国の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。

3 被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとること。

4 各締約国は、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保すること。

5 この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、税務当局等に対してのみ、開示することが出来ること。

6 課税権の配分に関する規定は、一方又は双方の締約国の居住者である個人に適用し、

「二方の締約国の居住者」とは、日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人とし、バハマについては、バハマに住所を有する個人であつて、バハマの市民であるもの又はバハマ移民法の規定に従い、バハマに居住し、若しくは滞在することを許可されたものとする。

7 課税権の配分に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税及び住民税とすること。

8 一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等については、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。

本協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための国際的な情報交換ネットワークが更に拡充されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十三年五月二十日

外務委員長 小平 忠正
衆議院議長 横路 孝弘殿

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年四月二十日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第二章 総則(第一条―第三条)

第三章 基本方針等(第四条)

第三章 特定事業の実施等(第五条―第十条の二)

第四章 公共施設等運営権(第十条の三―第十条の十七)

第五章 選定事業に対する特別の措置(第十一条―第二十條)

第六章 民間資金等活用事業推進会議等(第二十条の二―第二十二條)

第七章 雑則(第二十三條)

附則

第一章 総則

第二条第一項中「各号」を削り、同項第三号中「公営住宅」を「賃貸住宅」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む)。
第二条第二項中「建設の下に」「製造」を加え、同条第三項中「各号」を削り、同条に次の二項を加える。
6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権(公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。)を有する公共施設等(利用料金(公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。)を徴収するものに限る。)について、運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。
7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。
第三条の次に次の章名を付する。
第二章 基本方針等
第四条の見出しを削り、同条第一項中「内閣総理大臣を「政府」に改め、同条第二項第一号中「発案」を「提案」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 公共施設等運営権に関する基本的な事項
第四条第四項中「を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければ」を「の案につき閣議の決定を求めなければ」に改め、同条第五項中「基本方針を定めた」を「前項の規定による閣議の決定があつた」に、「これ」を「基本方針」に改め、同条の次に次の章名を付する。
第三章 特定事業の実施等
第五条第一項中「次条」を「第六条」に改め、同条第二項第五号中「第十条第一項に規定する事業計画又は協定」を「事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。))を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。に改め、同条の次に次の一条を加える。
(実施方針の策定の提案)
第五条の二 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。
2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者者に通知しなければならない。
第六条中「前条第三項」を「第五条第三項」に改める。
第七条第二項中「第十条第一項に規定する事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「整備等」の下に「(第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等)」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(欠格事由)
第七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一 法人でない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取扱いされている法人

三 第十条の十六第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 公共施設等運営権者が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

(技術提案)

第七条の三 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の規定による民間事業者の選定に先立つて、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案(以下この条において「技術提案」という。)を求めるよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第

十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八条中「前条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第九条中「特定事業に係る契約」を「事業契約」に改める。

第十条第一項中「公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画」を「事業契約(第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。))に改め、同条第二項中「前項の事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

(実施方針の策定の見通し等の公表)

第十条の二 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しがない場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容(公共施設等の名

称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第四章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第十条の三 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができ

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十条の四 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第十条の七の規定により費用を徴収する場合においては、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額)

五 第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 六 利用料金に関する事項 (実施方針に関する条例) 第十条の五 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。	並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 (費用の徴収) 第十条の七 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者(公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。)から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	約(以下「公共施設等運営権実施契約」という。)を締結しなければならない。 一 公共施設等の運営等の方法 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法 四 その他内閣府令で定める事項 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容(公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。	(権利の目的) 第十条の十二 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができな(処分の制限) 第十条の十三 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならい。 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第七条の二各号のいずれにも該当しないこと。 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。 6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。 (登録) 第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等
2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。 (公共施設等運営権の設定の時期等) 第十条の六 公共施設等の管理者等は、第十条の四の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第七条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置 二 第十条の四第二号及び第三号に掲げる事項 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨	並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 (費用の徴収) 第十条の七 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者(公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。)から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 (公共施設等運営事業の開始の義務) 第十条の八 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。 3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。 (公共施設等運営権実施契約) 第十条の九 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容を含む契	約(以下「公共施設等運営権実施契約」という。)を締結しなければならない。 一 公共施設等の運営等の方法 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法 四 その他内閣府令で定める事項 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容(公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。 3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。 (公共施設等の利用料金) 第十条の十 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。 (性質) 第十条の十一 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。	(権利の目的) 第十条の十二 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができな(処分の制限) 第十条の十三 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならい。 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第七条の二各号のいずれにも該当しないこと。 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。 6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。 (登録) 第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等

官 報 (号 外)

運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。	2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。	3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。	4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。	5 公共施設等運営権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報のうち)については、同法第四章の規定は、適用しない。	6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。	(指示等)	第十条の十五 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。	(公共施設等運営権の取消し等)	第十条の十六 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。 イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。 ロ 第七条の二各号のいずれかに該当することとなったとき。	ハ 第十条の八第一項の規定により指定した期間(同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。	二 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。	ホ 二に掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。 ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。	ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。	二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。	2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。	3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ		
め、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。	4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。	(公共施設等運営権者に対する補償)	第十条の十七 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。	2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者との協議しなければならない。	3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もつた金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。	4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。	5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。	6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅し	
た公共施設等運営権(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。	7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。	8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。	第五章 選定事業に対する特別の措置 第十一条の二第三項中「を行うため締結した契約の解除を」に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅に改める。	第十一条の三第一項中「及び第四号に掲げる施設(公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。)並びに同条第一項第五号」を「から第五号までに掲げる施設及び同項第六号」に、「第三号及び第四号施設」を「同項第三号から第五号までに掲げる施設」に改め、同条第二項中「を行うため締結した契約の解除を」に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅に改める。					

第十八条の次に次の一条を加える。

(職員の派遣等についての配慮)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第二十条の次に次の章名及び二条を加える。

第六章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第二十条の二 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

第二十条の三 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び

運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第七章 雑則

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、及び第十一条の第三項の改正規定並びに附則第三条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条第六項の改正規定(規定する公共施設等)の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。」を加える部分に限る。、及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定(規定する公共施設等)の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。」を加える部分に限る。、公布の日

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定(二条を加える部分に限る。、並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法

律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の第三第二項、第四項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の七中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画若しくは協定」を「事業契約」に改める。

附則第十一条第六項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を

除く。、)及び同項第五号に掲げる施設を除く。、)を加え、同条第八項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

附則第十五条第二十二項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。、)及び同項第五号に掲げる施設を除く。、)を加え、同条第二十五項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは第二号又は第四号」を「第二号、第四号又は第四号の二」に、「若しくは船舶又はダム使用权」を「船舶、ダム使用权又は公共施設等運営権」に改める。

第十一条第一項中「又はダム使用权」を「ダム使用权又は公共施設等運営権」に改める。

別表第一第四号の次に次のように加える。

四の二 公共施設等運営権の登録(公共施設等運営権の信託の登録を含む。)	
(一) 設定の登録	公共施設等運営権の価額
千分の一	
(二) 移転の登録	公共施設等運営権の価額
千分の一	
イ 法人の合併による移転の登録	公共施設等運営権の価額
ロ その他の原因による移転の登録	公共施設等運営権の価額
	千分の五

(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(四) 抵当権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	千分の二
(六) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(七) 信託の登録		
イ 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。)	公共施設等運営権の件数	一件につき千円
(九) 登録の抹消	公共施設等運営権の件数	一件につき千円

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項の前に次のように加える。

民間資金等活用事業推進会議

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(破産法の一部改正)

第六条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「漁業権」の下に「公共施設等運営権」を加える。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公共施設等の対象の拡大

公共施設等に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)を追加すること。

2 民間事業者による提案制度の創設

民間事業者が、公共施設等の管理者等に対して、実施方針を策定することを提案できる制度を創設すること。また、提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者者に通知しなければならないこととする。

3 公共施設等運営権に係る制度の創設

(一) 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができることにすること。

(二) 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにすること。

(三) 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとするにとともに、利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。

(四) 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用することとする。

(五) 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができないうことにすること。

4 職員等の派遣等についての配慮

国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

5 民間資金等活用事業推進会議の設置

(一) 内閣府に、特別の機関として、内閣総理

大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議(以下「会議」という。)を設置し、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどることとする。

(二) 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならないこととする。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るために必要な措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十三年五月二十日

内閣委員長 荒井 聰

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 我が国の厳しい財政的制約や東日本大震災の甚大な被害が存在する中、必要な社会資本整備を効率的に実現するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等(以下「PFI事業」という。)を十分活用すること。

二 地方公共団体等におけるPFI事業の活用をより一層推進するため、政府は、実務上のノウハウが地方公共団体等の職員に十分理解されるよう、必要な支援策を講ずること。

三 公共施設等の対象に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加することに伴い、PFI事業の一層の活用が図られるよう努めること。

四 民間事業者による提案制度の運用に当たっては、民間事業者が経営上のノウハウの漏出をおそれ、萎縮することのないようにするための対策を検討すること。

五 公共施設等運営事業の活用に当たっては、事業の需要予測等を厳格に行い、事業の収益性を確保するよう、公共施設等の管理者等が事業の適正を期すこと。また、制度の運用状況を検証し、不適切な運用が生じている場合には、改善のための必要な措置を講ずること。

六 公共施設等運営権を最大限活用するため、金融機関からの円滑な融資、民間事業者による提案等民間の創意工夫の活用、必要に応じた国や地方公共団体からの円滑な職員派遣等につき適切な措置を講ずること。また、国や地方公共団体が保有する社会資本の実態等の把握につき必要な措置の検討を行うこと。

七 民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

八 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者の必要性を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念をもたれないよう、その運用に万全を期すこと。

鉱業法の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年四月五日

内閣総理大臣 菅 直人

鉱業法の一部を改正する等の法律

(鉱業法の一部改正)

第一条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 鉱業権(第十一条―第七十

「第二章 鉱業権(第十一条―第二十

条)を
第二節 出願による鉱業権の設定
第一款 特定開発者の選定による
第三節 鉱業権の変更等(第四十三
第四節 鉱業権の登録(第五十九
第五節 鉱業の実施(第六十二

(第二十一条―第三十七条)に、
鉱業権の設定(第三十八条―第四十二
条―第五十八
第六十一
第七十

「第四章 勧告及び協議(第八十八条―第一百
「第四章 勧告及び協議(第八十八条―第一百

を「第四章 勧告及び協議(第八十八条―第一百
第四章の二 鉱物の探査(第一百条の二―第百
条の十一)に、「第六百六十四条」を「第二百二十五
条」に改め、「第六章の二 地方鉱業協議会(第
百六十五条―第七十条)を削り、「第七十一
一条―第八十条」を「第二百二十六条―第三百
五十五」に、「第八十一条―第九十条」を「第
百三十六条―第四十六条」に、「第九十一条―
第九十四条」を「第四百七十七―第五百十二
条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。
(特定鉱物)
第六条の二 この法律において「特定鉱物」と
は、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他
国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な
開発が特に必要なものとして政令で定める
物をいう。
第十條中「(鉱業権)を」(第二十一条第一項の
規定による鉱業権)に改め、「設定の出願」の下
に「(以下「鉱業出願」という。)」を加える。
第二章中第十一条の前に次の節名を付する。
第一節 通則

第十三条ただし書中「探掘権は、抵当権及び
租鉱権」を「第二十一条第一項の規定により設定
された探掘権にあつては抵当権及び租鉱権の、
第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一
条第一項の規定により設定された探掘権にあつて
は抵当権」に改める。
第十三条の次に次の一条を加える。
(処分制限)
第十三条の二 鉱業権は、第五十一条の二第一
項の許可を受けなければ、移転(相続その他

第十三条の二 鉱業権は、第五十一条の二第一
項の許可を受けなければ、移転(相続その他

の一般承継によるものを除く。同項及び同条第三項各号、第五十二条並びに第百三十六条第九号において同じ。）の目的とすることができない。

第十四条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「合理的開発上」を「合理的な開発上」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第三十八条第一項の規定により指定された特定区域内において設定された鉱区にあつては、その面積は、前項本文の規定にかかわらず、当該特定区域の面積に当該特定区域の面積の変更があつたときは、その変更後のものを超えることができない。

第十五条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十八条第一項中「二年」の下に「（石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権については、四年）」を加え、同条第二項中「（石油を目的とする試掘権については三回）」を削る。

第十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十條の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 鉱業権の設定

第一款 出願による鉱業権の設定

第二十一条第一項中「鉱業権」の下に「（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）」を加え、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十二条第一項中「採掘権」を「前条第一項の規定により採掘権」に、「前条第一項」を「同

項」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十四条中「経済産業局長は、鉱業権の設定の出願」を「経済産業大臣は、鉱業出願」に改める。

第二十五条第一項中「石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について採掘権の設定の出願」を「地表に近い部分に存する鉱物について第二十一条第一項の規定による採掘権の設定の出願（以下「採掘出願」という。）」に、「経済産業局長は、採掘権の設定の出願」を「経済産業大臣は、採掘出願」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十六条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十七条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第二項中「試掘権の設定の出願」を「第二十一条第一項の規定による試掘権の設定の出願（以下「試掘出願」という。）」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十八条第一項中「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「として試掘権の設定の出願」を「として試掘出願」に改め、同項た

し書中「但し、試掘権者」を「ただし、当該試掘権者」に、「採掘権の設定の出願を採掘出願」に、「更に試掘権の設定の出願を更に試掘出願」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第一項」に改める。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（許可の基準）」を付し、同条中「経済産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その出願に係る鉱業出願人が十分な社会的信用を有すること。

三 その出願に係る鉱業出願人が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十条（同法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令の違反に係る部分に限る。）」に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第五十五条の規定により鉱業権を取り

消され、又は第八十三条第一項の規定により租鉱権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

四 その出願に係る鉱業出願地が第三十八条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のものとし、その願書の発送の時の属する日以前に、同条第七項の規定により公示されたものに限る。）と重複しないこと。

五 その出願に係る試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複しないこと。

六 その出願に係る採掘出願地が願書の発送の時に於いて次のいずれにも該当しないこと。

イ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複すること。

ロ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分でなお試掘を要すること。

ハ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があること。

七 その出願に係る鉱業出願地がその目的となつて存する鉱物と異種の鉱床中に存する鉱

物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

八 その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第二十九条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合にあつては、出願の願書の発送の時が当該各号に定める期間を経過した後でなければ、その出願を許可してはならない。

一 試験掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試験掘権の減少があつた場合において、その試験掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試験掘出願があつたとき(その試験掘出願地がその消滅した試験掘権の鉱区又は試験掘権の減少した部分に該当するときに限る。)そ

の試験掘権の消滅又は試験掘権の減少の日から六十日(試験掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間)

二 採掘権が第五十五条の規定により取り消された場合において、その採掘権を取り消された者以外の者による当該採掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき(その鉱業出願地がその取り消された採掘権の鉱区に該当するときに限る。)その取消しの日から六十日

三 第十五条第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき(その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。)その解除の日から三十日

第三十条から第三十五条までを削り、第三十六条を第三十条とする。

第三十七条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「基いて」を「基いて」に、「採掘権」を「その採掘権」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十八条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第二

項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「試験掘権の設定の出願」を「試験掘出願」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十九条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試験掘権の設定の出願」を「試験掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試験掘権の設定の出願」を「試験掘出願」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十条第一項中「経済産業局長」は、第三十七条第一項、第三十八条第一項を「経済産業大臣」は、第三十一条第一項、第三十二条第一項に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十一条の前の見出し中「名義の変更」を「地位の承継」に改め、同条中「名義」を「地位」に、「変更」を「承継」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十二条第一項を次のように改める。

相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人(以下「旧鉱業出願人」という。)の地位を承継しようとする者は、経済産業省令で定める手続に従ひ、その承継に係る鉱業出願をしなければならない。

第四十二条第二項中「名義の変更があつたときは、経済産業省令で定める手続に従ひ、遅滞なく、その旨を経済産業局長に届け出なければならない」を「地位を承継した場合において、その承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、経済産業省令で定める手続に従ひ、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。

第四十二条に次の二項を加える。

3 承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、経済産業省令で定める手続に従ひ、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

第四十二条を第三十六条とする。

第四十三条中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一款及び節名を加える。

第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定

(特定区域の指定)

第三十八条 経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者(以下「特定開発者」という。)を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試験又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

5 前項第四号に規定する期間は、六月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。	4 実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 特定区域の所在地 二 特定区域の面積 三 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称 四 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間 五 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間 六 特定開発者を選定するための評価の基準 七 前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項	3 経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項(以下単に「実施要項」という。)を定めなければならない。	2 前項の規定による指定は、設定しようとする鉱業権の目的とする特定鉱物の種類に応じた第十四条第二項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域であつて、かつ、その指定の際現にある鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限つてするものとする。ただし、その指定の際現にある鉱区又は鉱業出願地の目的となつていない鉱物と異種の鉱床中に存する特定鉱物を目的とする鉱業権を設定しようとするときは、当該鉱区又は当該鉱業出願地と重複して指定することができる。
3 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 前条第四項第五号に規定する期間中の特	2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一 申請の区域の所在地 二 申請の区域の面積 三 氏名又は名称及び住所	8 第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。 (設定の申請) 第三十九条 前条第一項の規定により指定された特定区域(特定区域の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。	6 第四項第六号に規定する評価の基準は、設定する鉱業権の目的とする特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする。 7 経済産業大臣は、第一項の規定により特定区域を指定し、又は第三項の規定により実施要項を定めたときは、遅滞なく、特定区域を表示する図面と併せてこれを公示しなければならない。これを變更し、特定区域の指定を解除し、又は実施要項を廃止するときも、同様とする。
三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条	四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 その申請に係る鉱業権の設定の申請(以下「鉱業申請」という。)をした者(以下「鉱業申請人」という。)が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。 二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。	4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、第一項の申請に準用する。 (特定開発者の選定等) 第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 その申請に係る鉱業権の設定の申請(以下「鉱業申請」という。)をした者(以下「鉱業申請人」という。)が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。 二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。	定鉱物の掘採計画 二 掘採の方法(前条第四項第三号に規定する特定鉱物が石油又は可燃性天然ガスの場合にあつては、石油若しくは可燃性天然ガスの鉱床以外の地下の部分にある流体が当該鉱床に浸入し、又は当該鉱床内の石油若しくは可燃性天然ガスが当該鉱床以外の地下の部分に漏出しないための措置その他の当該鉱床の保全のための措置を含む。第四十一条第二項第二号において同じ。) 三 掘採を行うための資金計画 四 掘採を行うための体制 五 予想される鉱害の範囲及び態様 六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項
3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、特定	2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。	六 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。	第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。 四 その申請に係る鉱業申請をした土地の区域(以下「鉱業申請地」という。)がその目的となつていない鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつていない鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。 五 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

鉱物の開発を最も適切に行うことができる
と認められる者を選定し、その者に対し、その
申請に係る鉱業権の設定の許可をするものと
する。

4 経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権
の設定の許可をしようとするときは、関係都
道府県知事(国の所有する土地については、
当該行政機関)に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の許可を受けた者
に対し、その申請に係る鉱業権の設定の登録
をしたときは、当該許可を受けた者以外の者
がした鉱業申請については、同項の許可を与
えないこととし、その者に対し、その旨の通
知をするものとする。

6 第三項の許可は、その許可を受けた者が当
該許可の通知を受けた日から三十日以内に、
経済産業省令で定める手続に従い、登録免許
税を納付しないときは、その効力を失う。

7 前項の場合において、経済産業大臣は、第
二項の評価に従い、第三項の許可を受けた者
の次に特定鉱物の開発を適切に行うことがで
きると認められる者を選定し、その者に対
し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をす
るものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、前項の許
可に準用する。
(特定開発者である試掘権者による採掘権の
設定の申請)

第四十一条 前条第三項又は第七項の規定によ
り特定開発者として選定され、試掘権の設定
を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における
特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘

区に重複してその特定鉱物を目的とする採掘
権の設定を受けようとするときは、経済産業
大臣に申請して、その許可を受けなければな
らない。

2 前項の規定による申請をしようとする者
は、経済産業省令で定める手続に従い、その
試掘権の登録番号その他経済産業省令で定め
る事項を記載した申請書に次に掲げる事項を
記載した事業計画書を添えて、経済産業大臣
に提出しなければならない。

一 経済産業省令で定める期間中の特定鉱物
の掘採計画

二 掘採の方法

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の
掘採に関し経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請
が次に掲げる基準に適合していると認めると
きでなければ、その申請を許可してはならな
い。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域に
おいて鉱物の合理的な開発を適確に遂行す
るに足りる経理的基礎及び技術的能力を有
すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会
的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条
第一項第三号イからハまでのいずれにも該
当しないこと。
四 その申請に係る鉱業申請地がなお試掘を

要するものでないこと。

五 その申請に係る試掘権について鉱区税の
滞納がないこと。

六 その申請に係る鉱業申請地がその目的と
なっている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱
物の他人の鉱区と重複し、又はその目的と
なっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱
物の他人の鉱区と隣接する場合において
は、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が
他人の鉱業の実施を著しく妨害するもので
ないこと。

七 その申請に係る鉱業申請地における鉱物
の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保
健衛生上害があり、公共の用に供する施設
若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化
財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を
生じ、又は農業、林業若しくはその他の産
業の利益を損じ、公共の福祉に反するもの
でないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、その申請に
係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外
の社会的経済的事情に照らして著しく不適
切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼ
すおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十
四条、第二十五条第一項、第二十六条及び第
三十七条の規定は、第二項の申請に準用す
る。

(特定開発者である試掘権者の試掘権のみな
し存続期間)
第四十二条 前条第一項の規定による申請があ
つたときは、その試掘権の存続期間の満了の

後でも、その申請の却下若しくは不許可の通
知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする
採掘権の設定の登録があるまで、その試掘権
は、存続するものとみなす。

第三節 鉱業権の変更等

第四十四条第一項から第三項までの規定中
「経済産業局長を「経済産業大臣」に改め、同条
を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「増減」の下に「出願」
を加え、同条第一項中「鉱業権者は、鉱区」を
「第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定
を受けた鉱業権者は、その鉱区」に改め、同条
第二項中「採掘権者は、抵当権が設定されてい
る採掘権について」を「前項の規定により採掘権
者が抵当権が設定されている採掘権の鉱区の減
少の出願をしようとするとき」に、「鉱区の減少
の出願を」を「その出願」に改め、同条第三項中「第
三十五条を」を「第二十八条に」、「及び第四十三
条を」を「第二十九条第一項(第三号を除く。)及
び第二項並びに第三十七条」に改め、同条を第
四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(鉱区の増減の申請)
第四十五条 特定区域内において鉱区を有する
鉱業権者がその鉱区の増減をしようとする
ときは、経済産業省令で定める手続に従い、経
済産業大臣に申請して、その許可を受けなけ
ればならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請が
次に掲げる基準に適合していると認めるとき
でなければ、その申請を許可してはならな
い。
一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域に

において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

3 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条及び前条第二項の規定は、第一項の申請に準用する。

第四十六条第一項中「探掘鉱区」を「第二十一条の規定により探掘権の設定を受けた探掘権者（以下「一般探掘権者」という。）は、その

探掘鉱区」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項第五号から第八号までに係る部分に限る。」及び第二項に改める。

第四十七条第一項中「探掘権者は、前条第一項を「前条第一項の一般探掘権者は、同項」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十八条第一項中「経済産業局長は、探掘鉱区」を「経済産業大臣は、一般探掘権者の探掘鉱区について、その鉱区」に改め、「ときは」の下に、「当該一般探掘権者に対し」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十九条第二項中「経済産業局長は、試掘鉱区」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者（以下「一般試掘権者」という。）の試掘鉱区」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改め、同条第三項中「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第五十一条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(鉱業権の移転)
第五十一条の二 鉱業権の移転をしようとする

ときは、当該鉱業権の移転を受けようとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、鉱業権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。
(鉱業権の相続その他の一般承継)
第五十一条の三 相続その他の一般承継によつ

て鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。

三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第五十二条の前の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「又は鉱区の増減若しくは分割」を「鉱区の増減、分割」に、「合併の出願を許可」を「合併又は鉱業権の移転の許可を」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十三条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改め、

同条第四項中「経済産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、経済産業大臣の承認を受けて」を「経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて」に改める。

第五十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十五条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条中第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。

三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

第五十五条第五号中「昭和二十四年法律第七十号」を削り、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。

五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第五十六条第一項中「経済産業局長」を「経済

産業大臣」に改める。

第五十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第四節 鉱業権の登録

第六十一条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第五節 鉱業の実施

第六十二条第二項及び第三項中「具して、経済産業局長」を「付して、経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十三条第一項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「鉱業権者」を「前二項の鉱業権者」に、「第二項」を「前項」に、「得た」を「受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第四十条第三項又は第七項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条

第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

第六十三条の三 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があつたときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三項の規定を適用する。

第六十四条の二 第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十五条中「得た採掘権者」を「受けた一般採掘権者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十六条第三項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改め、同条第四項中「ととのわない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十八条中「附近」を「付近」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三章の前に次の一条を加える。

(定期の報告)
第七十条の二 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により鉱業権の

設定を受けた鉱業権者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業省令で定める期間ごとに、当該鉱業権の鉱区における特定鉱物の掘採の状況、当該特定鉱物の鉱床の状態その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者が第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合に準用する。

第七十六条第四項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第七十七条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 経済産業大臣は、第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を認可してはならない。

一 その申請に係る残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があること。

二 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が前号の経済的開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

第七十八条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改める。

第七十九条第一項中「採掘権者」を「一般採掘権者に改め、同条第二項中「採掘権の範囲内において、採掘権者」を「第二十一条第一項の規定により設定された採掘権以下「一般採掘権」という。の範囲内において、一般採掘権者に改め、同項ただし書中「但し、採掘権を」ただし、一般採掘権」に改める。

第八十条中「採掘権者」を「一般採掘権者に、採掘権の」を「一般採掘権の」に、「採掘権を」を「一般採掘権を」に改める。

第八十一条中「採掘権者」を「一般採掘権者に、三箇月以上」を「三月以上」に改める。

第八十三条第一項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第八十七条において準用する第六十三条第二項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第八十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六月以上休業したとき。

第八十五条中「採掘鉱区の減少による」を「一般採掘権者の採掘鉱区の減少による」に、「採掘権を」一般採掘権」に改める。

第八十七条中「第四十四条第一項から第四項まで」を「第四十三条第一項から第四項まで」

に、「第六十三条第二項から第四項まで」を「第六十三条第二項及び第三項」に、「租鉱権並びに」を「租鉱権及び」に改める。

第八十八条の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条中「経済産業局長を」経済産業大臣に、「錯そう」を「錯さう」に、「売渡」を「売渡し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十九条第一項中「経済産業局長は、同種を」経済産業大臣は、一般採掘権者の同種」に、「当該採掘権者」を「当該一般採掘権者」に改め、同条第二項中「同種」を「一般採掘権者は、同種」に、「採掘権者は、他の採掘権者」を「他の一般採掘権者」に改め、同条第三項中「基く」を「基づく」に、「第四十五条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第四号から第八号までに係る部分に限る。及び第二項」に改める。

第九十条中「とのわない」を「調わない」に、「経済産業局長を」経済産業大臣」に改める。

第九十一条第一項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に、「当該採掘権者並びに当該採掘権」を「当該一般採掘権者並びに当該一般採掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に改める。

第九十二条中「採掘権者」を「一般採掘権者に、基き採掘権」を「基つき一般採掘権」に、「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改める。

第九十三条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、同条第二号中「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改め、同条第

三号中「採掘権を」一般採掘権」に改める。
第九十四条第二項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に改める。

第九十六条第一項中「採掘鉱区」を「一般採掘権者の採掘鉱区」に、「基き」を「基つき」に、「採掘権を」一般採掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に、「採掘権の」を「一般採掘権の」に、「各採掘権者」を「各一般採掘権者」に改める。

第九十七条第二項中「当該採掘権者」を「当該一般採掘権者」に改める。

第九十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「当該採掘権」を「当該一般採掘権」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経済産業局長は、採掘権者又は租鉱権者」を「経済産業大臣は、特定試掘権者又は採掘権者若しくは租鉱権者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「経済産業局長を」経済産業大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、第四十条第三項又は第七項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者以下この条において「特定試掘権者」という。の施業案を変更しなければその鉱区の完全な開発に資することができないと認めるときは、当該特定試掘権者に対し、施業案を

更すべきことを勧告することができる。
第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 鉱物の探査
(鉱物の探査の許可)

第一百条の二 鉱物の探査(鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査(鉱物の掘採を伴わないものに限る。))であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。
以下単に「探査」という。を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 探査の期間

三 探査の方法

四 氏名又は名称及び住所

五 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る探査を行うときは、当該許可証を携帯していなければならない。

5 第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

(探査の許可の基準)

第一百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規

定による申請が次に掲げる基準に適合している
と認めるときでなければ、その申請を許可
してはならない。

一 その申請に係る探査の方法が経済産業省
令で定める基準に適合するものであるこ
と。

二 その申請に係る者が次のいずれにも該当
しないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなつた日から二年を経
過しない者

ロ 第百条の五(第三号を除く。)の規定に
より許可を取り消され、その取消しの日
から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員の
うちにイ又はロのいずれかに該当する者
があるもの

三 その申請に係る探査が、他人の鉱区で
行われるものであつて、当該鉱区における他
人の鉱業の実施を著しく妨害するものでな
いこと。

四 その申請に係る探査が、公共の用に供す
る施設若しくはこれに準ずる施設を破壊
し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護
に支障を生じ、又は農業、林業若しくはそ
の他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反
するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その申請に
係る探査が内外の社会的経済的事情に照ら
して著しく不適切であり、公共の利益の増
進に支障を及ぼすおそれがあるものでない

こと。

(変更の許可等)

第百条の四 第百条の二第一項の許可を受けた
者は、当該許可に係る同条第二項各号(第四
号を除く。)に掲げる事項の変更をしようとす
るときは、経済産業省令で定める手続に従
い、経済産業大臣の許可を受けなければなら
ない。ただし、経済産業省令で定める軽微な
変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用す
る。

3 第百条の二第一項の許可を受けた者は、同
条第二項第四号に掲げる事項に変更があつた
とき、又は第一項ただし書の経済産業省令で
定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、
その旨を経済産業大臣に届け出なければなら
ない。

(探査の許可の取消し)

第百条の五 経済産業大臣は、第百条の二第一
項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに
該当するときは、同項の許可を取り消すこと
ができる。

一 その者が行う探査の方法が第百条の三第
一号の基準に適合しなくなつたとき。

二 第百条の三第二号イ又はハに該当するに
至つたとき。

三 その者が行う探査が第百条の三第三号又
は第四号のいずれかに適合しなくなつたと
き。

四 第百条の七第一項の規定により付された
条件に違反したとき。

五 偽りその他不正の行為により第百条の二

第一項又は前条第一項の許可を受けたと
き。

(違反行為に対する措置)

第百条の六 経済産業大臣は、次の各号のい
ずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係
る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使
用した装置若しくは物件の除去又は原状の回
復を命ずることができる。

一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項
の規定に違反して探査を行つた者

二 次条第一項の規定により付された条件に
違反した者

(許可の条件)

第百条の七 第百条の二第一項又は第百条の四
第一項の許可には、条件を付し、及びこれを
変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らし
て、又は当該許可に係る事項の確実な実施を
図るために必要な最小限度のものに限り、か
つ、当該許可を受けた者に不当な義務を課す
ることとなるものであつてはならない。

(探査の許可を受けた者である法人の合併及
び分割)

第百条の八 第百条の二第一項の許可を受けた
者である法人の合併の場合(同項の許可を受
けた者である法人と同項の許可を受けた者で
ない法人が合併する場合においては、同項の
許可を受けた者である法人が存続する場合を
除く。)又は分割の場合(当該許可に係る探査
の事業の全部を承継させる場合に限る。)にお
いて当該合併又は分割について経済産業大臣
の承認を受けたときは、合併後存続する法人

若しくは合併により設立された法人又は分割
により当該事業の全部を承継した法人は、同
項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第百条の三(第二号及び第五号に係る部分
に限る。)の規定は、前項の承認について準用
する。この場合において、同条第二号中「そ
の申請に係る者」とあるのは、「合併後存続す
る法人若しくは合併により設立される法人又
は分割により当該許可に係る探査の事業の
全部を承継する法人」と読み替えるものとす
る。

(探査の許可を受けた者の相続)

第百条の九 第百条の二第一項の許可を受けた
者が死亡した場合においては、相続人(相続
人が二以上ある場合においては、その全員の
同意により当該許可に係る探査の事業を承継
すべき相続人を選定したときは、その者。以
下この条において同じ。)が当該許可に係る探
査の事業を引き続き行おうとするときは、そ
の相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に
経済産業大臣に申請して、その承認を受けな
ければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合にお
いては、被相続人の死亡の日からその承認を
受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける
日まで、被相続人に対してした第百条の二
第一項の許可は、その相続人に対してしたも
のとみなす。

3 第百条の三(第二号イ及びロ並びに第五号
に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認
について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人

に係る第百条の二第二項の許可を受けた者の地位を承継する。

(国に関する特例)

第百条の十 国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行うとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならぬ。

(探査の結果の報告)

第百条の十一 経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第百条の二第一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第百一条の前の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第一項及び第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第百六条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左に」を「次に」に改め、同条第六項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百六条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百七条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「写を」を「写しを」に改める。

第百十二条第一項中「経済産業局長」を「経済

産業大臣に、「地方鉱業協議会」を「総合資源エネルギー調査会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第百七条第二項中「こえない」を「超えない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第百九条の見出しを「取戻し」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第百二十条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十二条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十六条から第百六十四条まで及び第六章の二を削る。

第百七十一条中「経済産業局長の」を削り、「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、第七章中同条を第百二十六条とする。

第百七十二条第一項中「及び処分を行った経済産業局長」を「又は異議申立人」に改め、同条を第百二十七条とする。

第百七十三条中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百七十四条中「第百七十一条」を「第百二十

六条」に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条を第百二十九条とする。

第百七十五条中「処分の執行停止を」の下に「したとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止を」を加え、「当該処分の相手方及び当該処分を行なつた経済産業局長」を「又は異議申立人及び当該処分の相手方」に改め、「第三十五条」の下に「同法第四十八条において準用する場合を含む。」を加え、同条を第百三十条とする。

第百七十六条の見出し及び同条第一項中「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条第二項中「裁決書の下に」又は決定書を加え、「第百七十三条」を「第百二十八条」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百七十七条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁定の申請)

第百三十三条 次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

一 第二十一条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可に不服のある者(第二十九条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する基準(第二十九条第一項第八号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限り。)

二 第二十九条第一項に規定する基準に適合

していないことを理由とする第二十一条第一項の不許可に不服のある者

三 第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者(同条第一項に規定する基準(同項第五号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限り。)

四 第四十条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の不許可に不服のある者

五 第四十一条第一項の許可に不服のある者(同条第三項に規定する基準(同項第七号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限り。)

六 第四十一条第三項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

七 第四十五条第一項の許可に不服のある者

(同条第二項に規定する基準(同項第四号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限り。)

八 第四十五条第二項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

九 第五十三条(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租

十 第百条の二第二項又は第百条の四第一項

の許可に不服のある者(第百条の三(第百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。))に規定する基準(第百条の三第四号に係る部分に限る。次号において同じ。))に適合していないことを理由とする場合に限る。)

十一 第百条の三に規定する基準に適合していないことを理由とする第百条の二第二項又は第百条の四第一項の不許可に不服のある者

十二 第百条の三第四号に適合しなくなつたことを理由とする第百条の五の規定による第百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十三 第百六条第一項の許可又は不許可に不服のある者

十四 第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に関する裁決に不服のある者

第百七十八条を削る。

第百七十九条第三項中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、同条を第百三十四条とする。

第百八十条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を、「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条を第百三十五条とする。

五 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請をする者

第百八十一条第六号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第十六号中「第百八十六条第一項」を「第百四十条第一項」に改め、同条第十九号とし、同条中第八号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五十一条の二第一項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者

十 第五十一条の三第一項の規定による届出をする者

第百八十一条第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の申請をする者

第八章中第百八十一条を第百三十六条とする。

第百八十二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百八十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加え、「立会を」を「立会いを」に、「若し調査日時」を「この場合においては、調査日時」に改め、同条を第百三十八条とする。

第百八十四条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、「関する出願の下に」又は申請を加え、同条第二号中「第二十六条」の下に「第三十九条第四項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同条」を「第二十六条」に改め、同条第三号中「第百八十二条」を「第百三十七条」に改め、同条第四号中「立会を」を「立会い」に改め、同条を第百三十九条とする。

第百八十五条を削る。

第百八十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「人夫」を「人員」に改め、同条を第百四十条とする。

第百八十七条を削る。

第百八十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百八十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「第三十六条第二項、第四十五条第三項」を「第三十条第二項、第四十四条第三項」に、「第百八十四条」を「第百三十九条」に、「第四十条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項」に、「第百八十二条若しくは第百八十三条」を「第百三十七条若しくは第百三十八条」に改め、同条を第百四十二条とする。

第百八十九条の二第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百四十三条とする。

第百九十条第一項中「及び経済産業局長」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項中「前項」を「前二項」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第百九十条を第百四十四条とし、第八章中同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第百四十五条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(経過措置)

第百四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第百九十一条第一項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いづれかに」に、「五十万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「詐偽」を「偽り」に、「第二十一条第一項」を「鉱業権の設定又は移転」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者 第百九十一条第二項中「二十万円」を「百万円」に改め、第九章中同条を第百四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。 第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定に違反して探査を行つた者 二 偽りその他不正の行為により第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可を受けた者 三 第百条の六の規定による命令に違反した者 第百九十一条の二を削る。 第百九十二条中「左の」を「次の」に、「二」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項」に改め、「含む。」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加え、同条第三号中「第百条第二項」を「第百条第三項」に改め、同条を第百四十九条とする。 第百九十三条中「左の」を「次の」に、「二」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第百九十条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第三号中「第百九十条第一項」を「第百四十四条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第二号中「提示しなかつた」を「提示しなかつた」に改め、同条を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。 二 第七十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三 第百条の二第四項の規定に違反して許可証を携帯しないで探査を行つた者 四 第百条の七第一項の規定により付された条件に違反した者 五 第百条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第百九十三条に次の一号を加える。 九 第百四十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第百九十三条を第百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。 第百五十一条 第百条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 第百九十四条中「前四条の」を「次の各号に掲げる」に、「外、その法人又は人」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。 一 第百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第百四十七条第二項及び第百四十八条から第百五十条まで 各本条の罰金刑 第百九十四条を第百五十二条とする。	なかつた」に改め、同条を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。 二 第七十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三 第百条の二第四項の規定に違反して許可証を携帯しないで探査を行つた者 四 第百条の七第一項の規定により付された条件に違反した者 五 第百条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第百九十三条に次の一号を加える。 九 第百四十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第百九十三条を第百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。 第百五十一条 第百条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。 第百九十四条中「前四条の」を「次の各号に掲げる」に、「外、その法人又は人」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。 一 第百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第百四十七条第二項及び第百四十八条から第百五十条まで 各本条の罰金刑 第百九十四条を第百五十二条とする。	(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止) 第二条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)は、廃止する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。 (鉱業法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に設定の登録がされた鉱業権(以下「旧鉱業権」という。)のうち石油を目的とする試掘権の存続期間については、第一条の規定による改正後の鉱業法(以下「新鉱業法」という。)第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 第三条 旧鉱業権のうち新鉱業法第六条の二に規定する特定鉱物(以下単に「特定鉱物」という。)を目的とする鉱業権は、新鉱業法第二十一条第一項の規定による設定を受けて鉱業権となつたものとみなす。 2 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の鉱業法(以下「旧鉱業法」という。)第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願であつて、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定に係るものは、新鉱業法第二十一条第一項の規定によりされた出願とみなす。 3 第一項の規定により新鉱業法第二十一条第一項の規定による試掘権の設定を受けたとみなされた試掘権者又は前項の規定により同条第一項の規定による試掘権の設定の出願をした者とみなされて同項の規定による試掘権の設定を受け	た試掘権者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による採掘権(当該試掘権に重複してその目的となつてゐる特定鉱物を目的とするものに限り。)の設定の出願をすることができる。 第四条 新鉱業法第五十一条の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した場合については、適用しない。 第五条 旧鉱業権の鉱業権者に対する新鉱業法第五十五条の規定による鉱業権の取消し及びこの法律の施行の際現に存する租鉱権者に対する新鉱業法第八十三条の規定による租鉱権の取消しに關しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。 第六条 新鉱業法第七十条の二第二項の規定は、施行日前に鉱業権者が旧鉱業法第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合については、適用しない。 第七条 この法律の施行の際現に新鉱業法第百条の二第一項に規定する探査を行つてゐる者は、施行日から起算して一月間(当該期間内に同項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 (石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止に伴う経過措置) 第八条 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法
--	---	---	---

(以下「旧資源開発法」という。)第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金については、なお従前の例による。

第九条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧資源開発法の規定によつてした処分、手続その他の行為については、旧資源開発法第三条の規定は、なおその効力を有する。

(鉱業抵当法の一部改正)

第十条 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項中「探掘権」を「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ探掘権」に改め、同条第二項中「探掘権」を「前項ノ探掘権」に改める。

第四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣(鉱業法第四百五十五号ノ規定ニ依リ同法第五十七条第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレテイルトキハ当該経済産業局長)」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第十一条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「含む。」の下に「及び第六十三条の二」を加え、同条第二項中「経済産業局長と協議して」を削る。

(採石法の一部改正)

第十二条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第七十一条から第七十七号まで」を「第七十一条から第七十三号まで」を「第七十六号から第七十三号まで」

で、「行なう」を「行う」に、「第八十条」を「第三十五号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第二百三十条中「又は異議申立人及び当該処分相手方」とあるのは「当該処分相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替へるものとする。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第三十四号第一項」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十三条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「第七十八号」を「第三十三号」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業出願人」の下に「鉱業申請人」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の項中「第二十一条第一項」の下に「第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項」を加え、「第四十二条」を「第五十条の三第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第十五条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「第七十一条から第七十七号まで」を「第七十一条から第七十三号まで」

十七号まで」を「第六十六号から第七十三号まで」に、「第八十条」を「第三十五号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第二百三十条中「又は異議申立人及び当該処分相手方」とあるのは「当該処分相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替へるものとする。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第十六条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十五条中「第七十一条から第七十七号まで」を「第六十六号から第七十三号まで」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「審査請求」を「異議申立て」に、「第八十条」を「第三十五号」に改める。

第三十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条後段を削る。

第四十八条中「含む。」の下に「及び第六十三号の二」を加え、「同法第三十三号第二項中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第十八条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条後段を削る。

第三十九条中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第十九条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項、第二十六条第一項及び第二十七条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第八条の規定によりなお従前の

例によることとされる場合における納付金に関する経理は、特別会計に関する法律第八十五条第一項の規定にかかわらず、エネルギー対策特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「チ 附属雑収入」とあるのは、「チ 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成一十三年法律第 号）附則第八条の規定

によりなお従前の例によることとされる場合における納付金」とする。

（経済産業省設置法の一部改正）

第二十二條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）」を「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）」に改める。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二十三條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされて

いる出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第二十四條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二十六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるように、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国内資源を適正に維持及び管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 適切な主体による合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であること並びに鉱業権の設定を受けようとする者が実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加すること。

2 国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な鉱物を「特定鉱物」として、現行の先願主義に基づく出願手続を見直し、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設すること。

3 鉱物の探査を行う者に対して、事前の許可を求めることとし、国が鉱物の存在状況を把

握するため必要があると認めるときは、探査の結果の報告を求めることができる等の措置を講ずること。

4 石油及び可燃性天然ガス資源開発法を廃止すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国内資源を適正に維持及び管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十三年五月二十日

経済産業委員長 田中けいしゅう
衆議院議長 横路 孝弘殿

（別紙）

鉱業法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となっている状況の下、国内資源を適正に管理し、その開発をより適切に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 海洋立国として、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発の促

進に向けて、国による探査を拡充させるとともに、民間企業と連携しつつ国が率先して開発に取り組むこと。

二 創設される鉱物の探査の許可制度の執行に当たっては、我が国の排他的経済水域等における主権的権利が適切に確保されるよう十分な執行体制を構築するとともに、経済産業省、海上保安庁はじめ関係省庁が緊密に連携して適切な対応を図ること。

三 東シナ海資源開発については、白樺油ガス田における中国側動向を注視するとともに、中国側に対して、引き続き適切な情報提供及び国際約束締結交渉の早期再開を強く求め、東シナ海における日中間の協力についての合意の速やかな実施に努めること。

四 未処理の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正後の許可基準を適用すること等により、処理の迅速化に最大限努めること。

五 国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、許可の場合と同様に許可の基準を踏まえ適切に実施の可否を判断すること。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
二二〇円
(本体 二二〇円)